

中野区介護保険の運営状況（令和5年度）

令和6年10月

中野区地域支えあい推進部介護保険課

目 次

1	中野区の人口構成	1
2	被保険者	2
3	要介護認定・要支援認定	5
4	介護サービスの利用	12
5	地域支援事業	31
6	介護保険料	43
7	介護サービス事業所	51
8	介護保険の円滑な利用のための各種施策	54
9	介護保険制度の広報活動	61
10	介護・高齢部会	63
補足資料		
	介護保険特別会計の決算状況	66
	介護保険制度発足後の推移	68

- 注 1 表中の数字は端数処理のため、総数と内訳が一致しない場合がある。
- 2 文章中の表及びグラフ番号は通し番号としている。
- 3 給付の状況（サービス利用者数など）については東京都国民健康保険団体連合会が令和6年6月までに審査を終了した分を反映させているが、事業者からの追加請求などにより今後変動する場合がある。

1 中野区の人口構成

令和6年4月現在の中野区の人口は338,800人であり、そのうち高齢者人口（65歳以上の人口）は66,913人（構成比19.8%）、0歳から64歳までの人口は271,887人（構成比80.2%）となっている。

令和5年4月から令和6年4月にかけて人口は増加しており、年齢区分別の人口をみると、0歳～39歳、40歳～64歳が増加している。

年齢区分別の人口構成比は、ここ数年大きな変動はないものの、高齢者人口を前期高齢者（40歳～64歳）と後期高齢者（75歳以上）に分けた構成比を見ると、後期高齢者の割合が年々増加しており、その差が広がっている。

表1 中野区の人口構成の推移 (外国人を含む総人口 各年4月1日)

区 分			令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
全国（単位：万人・％）	人口	合計	12, 593	12, 542	12, 507	12, 455	12, 400
		0歳～39歳	4, 770	4, 703	4, 654	4, 606	4, 555
		40歳～64歳	4, 218	4, 209	4, 229	4, 229	4, 221
		高齢者人口	3, 605	3, 630	3, 624	3, 620	3, 624
		65歳～74歳	1, 742	1, 760	1, 724	1, 644	1, 578
		75歳以上	1, 863	1, 870	1, 900	1, 976	2, 046
	構成比	合計	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0
		0歳～39歳	37. 9	37. 6	37. 2	37. 0	36. 7
		40歳～64歳	33. 5	33. 7	33. 8	34. 0	34. 0
		高齢者人口	28. 6	29. 0	29. 0	29. 1	29. 2
		65歳～74歳	13. 8	14. 1	13. 8	13. 2	12. 7
		75歳以上	14. 8	15. 0	15. 2	15. 9	16. 5
中野区（単位：人・％）	人口	合計	336, 424	334, 581	332, 432	335, 187	338, 800
		0歳～39歳	155, 896	152, 952	149, 734	151, 785	154, 027
		40歳～64歳	112, 594	113, 919	115, 166	116, 426	117, 860
		高齢者人口	67, 934	67, 710	67, 532	66, 976	66, 913
		65歳～74歳	31, 696	31, 671	30, 959	29, 377	28, 550
		75歳以上	36, 238	36, 039	36, 573	37, 599	38, 363
	構成比	合計	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0
		0歳～39歳	46. 3	45. 7	45. 0	45. 3	45. 5
		40歳～64歳	33. 5	34. 0	34. 6	34. 7	34. 8
		高齢者人口	20. 2	20. 2	20. 3	20. 0	19. 8
		65歳～74歳	9. 4	9. 5	9. 3	8. 8	8. 4
		75歳以上	10. 8	10. 8	11. 0	11. 2	11. 3

2 被保険者

介護保険の加入者は、中野区に住所を有する 65 歳以上の第 1 号被保険者と 40 歳以上 65 歳未満の医療保険に加入する第 2 号被保険者に区分される。

(1) 第 1 号被保険者

① 被保険者数の推移

第 1 号被保険者数はほぼ横ばいであり、平成 28 年以降、第 1 号被保険者に占める 75 歳以上の後期高齢者の割合が、前期高齢者の割合を上回っている。

表 2 第 1 号被保険者数の推移 (単位：人、% 各年 3 月末日)

区 分		令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月
人 数	第 1 号被保険者数	68,757	68,548	68,343	67,810	67,791
	65歳～74歳	31,787	31,768	31,051	29,448	28,634
	75歳以上	36,970	36,780	37,292	38,362	39,157
構 成 比	第 1 号被保険者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	65歳～74歳	46.2	46.3	45.3	43.4	42.2
	75歳以上	53.8	53.7	54.7	56.6	57.8

※住所地特例及び他住所地特例により、第 1 号被保険者数と高齢者人口は必ずしも一致しない。
住所地特例及び他住所地特例については「(3) 住所地特例」参照。

② 異動事由の推移

令和 5 年度は、死亡者数が 65 歳到達者を上回り、転入者数よりも転出者数が大幅に多いことから、第 1 号被保険者数は減少している。

表 3 第 1 号被保険者の異動事由 (単位：人)

増	区分	転入	職権復活	65歳到達	適用除外非該当	その他	合計
	令和元年度	823	15	2,793	0	68	3,735
	令和2年度	678	9	2,801	0	97	3,585
	令和3年度	723	12	2,740	0	104	3,579
	令和4年度	680	15	2,718	0	112	3,525
	令和5年度	680	11	3,148	0	128	3,967
減	区分	転出	職権喪失	死亡	適用除外該当	その他	合計
	令和元年度	1,028	10	2,591	0	97	3,726
	令和2年度	992	10	2,689	0	103	3,794
	令和3年度	939	7	2,747	0	91	3,784
	令和4年度	1,044	8	2,924	0	82	4,058
	令和5年度	1,120	10	2,778	0	78	3,986

※「職権復活」「職権喪失」 住民登録ではなく、区の調査に基づき被保険者資格を取得又は喪失した方
 ※「適用除外非該当」 介護保険法施行法の規定に基づき介護保険の適用除外となる身体障害者療養施設等から退所することにより、被保険者の資格を取得した方
 ※「適用除外該当」 同上の身体障害者療養施設等に入所することにより、被保険者の資格を喪失した方

（２）第２号被保険者

表４ 第２号被保険者の推移

（単位：人 各年３月末日）

令和２年３月	令和３年３月	令和４年３月	令和５年３月	令和６年３月
110,594	113,919	112,667	113,948	115,421

※医療保険に加入していない生活保護受給者は第２号被保険者から除外される。

（３）住所地特例

中野区に住所を有する 65 歳以上の方及び医療保険に加入する 40 歳以上 65 歳未満の方は、原則として中野区の被保険者となる。ただし、他区市町村の介護保険施設等に入所し、その施設所在地に住所を変更した場合には、例外として変更先区市町村ではなく変更前の住所地（中野区）の被保険者となる。これを住所地特例という。

逆に、他の区市町村の被保険者が、中野区内の介護保険施設に入所し、住所を中野区に変更した場合、中野区ではなく従前の住所地の被保険者となる。これを他住所地特例という。

中野区の住所地特例取扱者は表５のとおり推移している。なお、住所地特例取扱者数が他住所地特例取扱者を上回るため、第１号被保険者数は高齢者人口を上回る。

表５ 住所地特例取扱者数の推移

（単位：人 各年３月末日）

		令和２年３月	令和３年３月	令和４年３月	令和５年３月	令和６年３月
第１号被保険者	住所地特例	1,030	1,022	1,035	1,061	1,117
	他住所地特例	204	207	218	216	224
第２号被保険者	住所地特例	7	7	8	12	12
	他住所地特例	1	1	3	4	5

（４）第１号被保険者と第２号被保険者の取扱いの違い

① 保険料の徴収方法

第１号被保険者の保険料は、介護保険の保険者である中野区が賦課・徴収する。一方、第２号被保険者の保険料は、加入している医療保険の保険者が医療保険の保険料と併せて徴収する。

② 介護保険サービスの利用

第１号被保険者が介護を要する状態となった場合、その原因を問わず、要介護認定を受けて介護サービスを利用できる。

一方、第２号被保険者が介護サービスを利用できるのは、加齢が原因とされる特定の 16 疾病（特定疾病・下記参照）により介護を要する状態になり、要介護認定を受けた場合に限られる。

※介護保険の特定疾病（16 種類）

- ・がん末期　・初老期の認知症　・脳血管疾患（脳出血・脳梗塞など）　・筋萎縮性側索硬化症
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病　・脊髄小脳変性症
- ・多系統萎縮症　・糖尿病の合併症（網膜症・腎症・神経症）　・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患　・変形性関節症（両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴うもの）
- ・関節リウマチ　・後縦靱帯骨化症　・脊柱管狭窄症　・骨折をともなう骨粗しょう症
- ・早老症

3 要介護認定・要支援認定

介護保険のサービスを利用するには要介護認定又は要支援認定を受ける必要がある（介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する場合を除く）。

被保険者から要介護（要支援）認定の申請がなされると、区は心身の状態等を把握するための訪問調査を行うとともに、主治医に対して疾病状況等に関する意見書の提出を求める。

介護認定審査会は、訪問調査票の基本調査項目の調査内容と主治医意見書の一部を用いて行った一次判定結果、主治医意見書及び訪問調査票の特記事項などを総合的に審査し、要介護状態（要支援状態）区分の判定を行う。

（１）要介護（要支援）認定申請

要介護（要支援）認定の申請は、地域包括支援センターや区役所介護保険担当の窓口、地域事務所で受け付ける。申請は主に本人又は家族が行うが、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などが代行することもできる。

要介護（要支援）認定の申請件数は表６のとおり推移している。なお、令和２年度の更新数が大きく減少しているのは、認定有効期間について制度改正があり、（平成２３年度より区分変更申請が、平成２４年度より新規申請がそれぞれ最長１２か月まで）更新申請については平成２９年度より原則１２か月、最長で２４か月まで、平成３０年度より最長で３６か月まで延長できるようになったことによる。また、令和３年度から、前回と同じ介護度と判定された更新申請については、最長で４８か月まで延長が可能となっている。（ただし、中野区の場合、令和３年度は要介護５のみを適用し、令和４年度から全ての介護度で適用している。）

表６ 要介護（要支援）申請の種類別申請件数の推移（単位：件）

区分	新規	更新	変更	転入	合計
令和元年度	3,212	7,394	2,375	162	13,143
令和２年度	3,303	2,994	2,536	121	8,954
令和３年度	3,466	7,725	2,609	147	13,947
令和４年度	3,555	7,644	2,631	134	13,964
令和５年度	3,622	6,060	2,588	153	12,423

※新規 これまで認定を受けていなかった方が認定を申請するもの。

※更新 これまで認定を受けていた方が認定期間満了に伴い、継続して認定を受けるために申請するもの。

※変更 これまで認定を受けていた方が認定期間満了前に状態の悪化などにより改めて認定の変更を申請するもの。

※転入 中野区外に居住して認定を受けていた方が中野区に転入したもの。この場合、前住所地の認定結果は転入した日から６か月間維持される。

(2) 要介護（要支援）認定者等の推移

① 要介護（要支援）認定者数等の推移

表7 要介護（要支援）認定者数等の推移

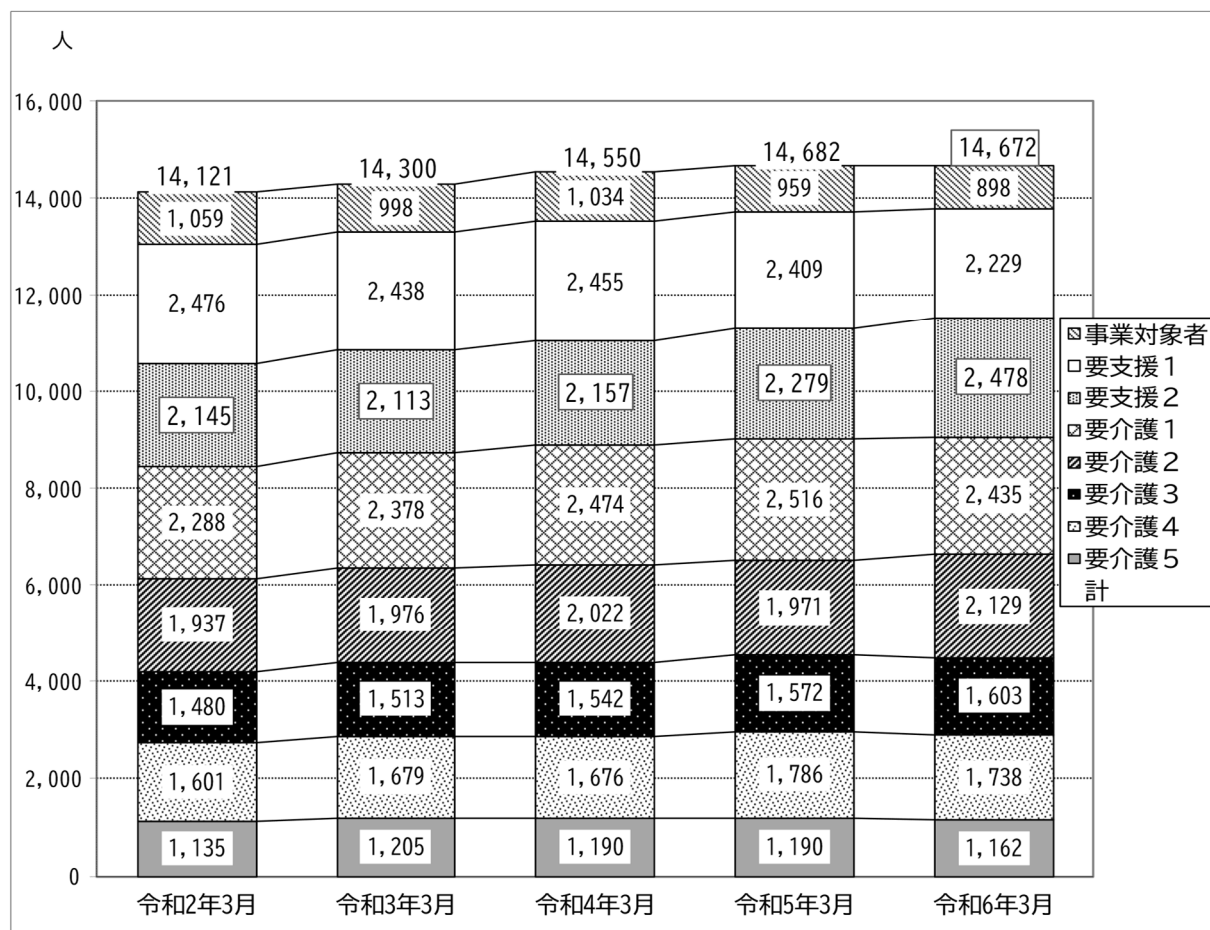
(単位：人 各年3月末日)

区 分	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月
事業対象者(※)	1,059	998	1,034	959	898
要支援1	2,511	2,473	2,491	2,449	2,260
要支援2	2,200	2,161	2,208	2,329	2,529
要介護1	2,311	2,397	2,501	2,543	2,459
要介護2	1,974	2,033	2,058	2,023	2,182
要介護3	1,506	1,536	1,575	1,608	1,644
要介護4	1,622	1,699	1,699	1,822	1,768
要介護5	1,166	1,238	1,221	1,226	1,194
計	14,349	14,535	14,787	14,959	14,934

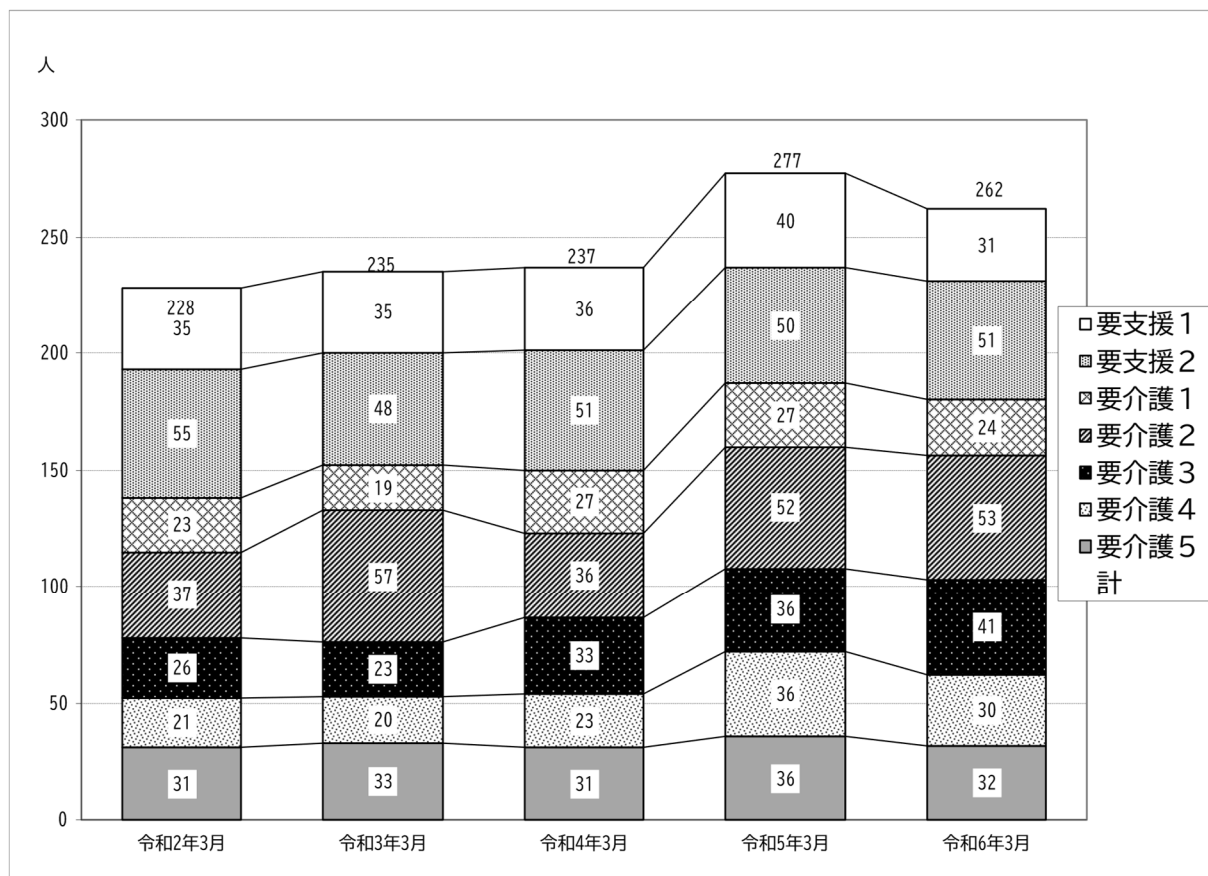
※平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業が開始したことにより、地域包括支援センターの窓口で「基本チェックリスト」に回答し、サービス利用が適当であると判断された方は事業対象者として訪問型サービス・通所型サービスのみ利用できることとなった。

要介護（要支援）の認定を受けた方のうち、65歳以上の第1号被保険者及び40歳以上65歳未満の第2号被保険者の認定者数等は、グラフ8及びグラフ9のとおり推移している。

グラフ8 要介護（要支援）認定者等のうち第1号被保険者の推移（各年3月末日）



グラフ9 要介護(要支援)認定者等のうち第2号被保険者の推移 (各年3月末日)



② 第1号被保険者の認定者数・認定率

ア 認定率の推移

65歳以上の第1号被保険者について、前期・後期高齢者の区分に応じ年度ごとに認定率（被保険者数に対する認定者数の割合）の推移をみると、表10のとおりとなる。

表10 第1号被保険者の認定率の推移 (単位：人、% 各年3月末日)

区 分		令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月
被保険者数	第1号被保険者	68,757	68,548	68,343	67,810	67,791
	65歳～74歳	31,787	31,768	31,051	29,448	28,634
	75歳以上	36,970	36,780	37,292	38,362	39,157
認定者数	第1号被保険者	13,062	13,302	13,516	13,723	13,774
	65歳～74歳	1,302	1,371	1,378	1,322	1,317
	75歳以上	11,760	11,931	12,138	12,401	12,457
認定率	第1号被保険者	19.00	19.41	19.78	20.24	20.32
	65歳～74歳	4.10	4.32	4.44	4.49	4.60
	75歳以上	31.81	32.44	32.55	32.33	31.81

イ 認定率の年齢別比較

令和6年3月末日現在の、第1号被保険者に占める認定者数の割合を示す認定率を、年齢5歳刻みの区分ごとに算出し比較すると、表11のとおりとなる。

表11 第1号被保険者の年齢別認定率（5歳刻み）（単位：人、％）

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	合計
被保険者	13,901	14,733	13,975	11,152	7,883	6,147	67,791
認定者	409	908	1,535	2,715	3,632	4,575	13,774
認定率	2.94	6.16	10.98	24.35	46.07	74.43	20.32

ウ 全国、東京都、中野区の認定率及び認定者の状況比較

i 要介護度別認定率の比較

令和6年3月末日現在の全国、東京都及び中野区の認定者数及び認定率の比較は、下表のとおりである。

表12 第1号被保険者の認定者数・認定率の全国・都・区比較（単位：人、％）

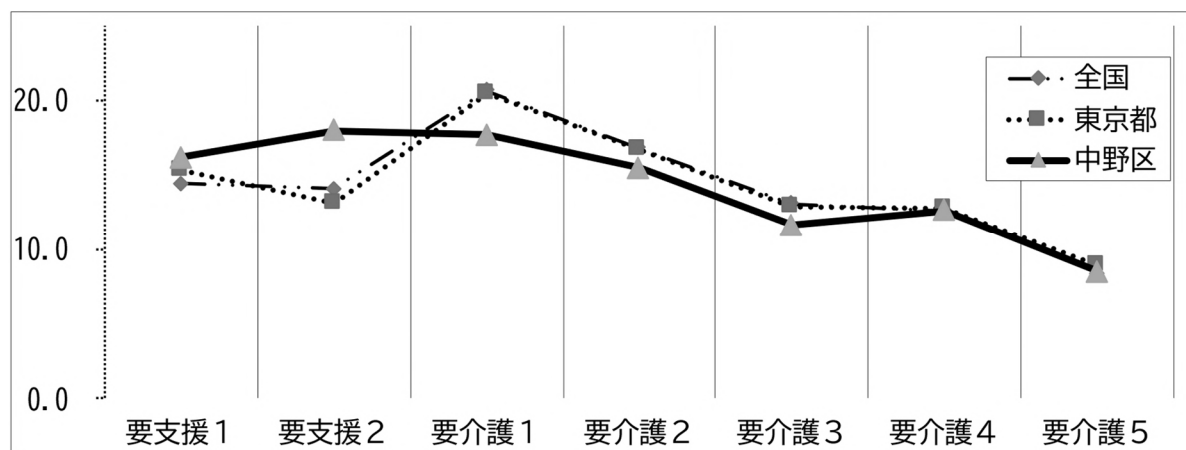
区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数
認定者数								
全国	1,020,247	996,151	1,464,074	1,191,037	927,231	894,589	589,907	7,083,236
東京都	102,121	87,300	136,609	111,210	85,715	84,721	59,252	666,928
中野区	2,229	2,478	2,435	2,129	1,603	1,738	1,162	13,774
認定率								
全国	2.8	2.8	4.1	3.3	2.6	2.5	1.6	19.7
東京都	3.2	2.8	4.3	3.5	2.7	2.7	1.9	21.1
中野区	3.3	3.7	3.6	3.1	2.4	2.6	1.7	20.3

※第1号被保険者数…全国：35,890,590人、東京都：3,157,194人、中野区：67,791人

ii 認定者の要介護度別の構成割合比較

令和6年3月末日現在の全認定者に占める要介護度別認定者数の構成割合を全国及び都平均と比べると、要支援1・2は上回り、要介護1・2・3は下回っている。要介護4・5は同じくらいの数値となっている。

グラフ13 全認定者に占める要介護度別の割合（単位：％）



(3) 介護認定調査

認定調査員は、被保険者を訪問し、被保険者の心身の状況等を調査する。また、都道府県が指定した指定市町村事務受託法人や指定居宅介護支援事業所等に認定調査を委託することができる。令和5年度は前年度まで適用していた新型コロナウイルス感染症による臨時措置（更新申請で認定調査が困難な場合、職権により同じ介護度で認定期間を6か月又は12か月延長する：以下、「臨時措置更新」という。）を実施せず、認定調査を必須としたため、調査件数が増加している。

表 14 認定調査の実施状況

(単位：件数、%)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
事務受託法人	8,722	83.9	8,185	81.7	9,312	79.2
介護支援事業所等	722	6.9	850	8.5	1,478	12.5
区職員	924	8.9	966	9.6	950	8.1
他市区町村	29	0.3	19	0.2	21	0.2
合計	10,397	100.0	10,020	100.0	11,761	100.0

(4) 介護認定審査会

介護認定審査会は要介護（要支援）認定に関する審査・判定を行う。委員定数は200人以内で、任期は2年である。令和6年3月現在は120人の委員で構成され、任期は令和7年3月までとなっている。

要介護（要支援）認定の審査・判定は委員4人で組織する合議体（令和6年3月現在17合議体）ごとに行われる。

審査会の開催回数、審査件数、平均審査件数は、臨時措置更新の廃止に伴って、(3)介護認定調査件数と同様に増加している。

① 認定審査会委員の構成

表 15 認定審査会の職種別構成

(単位：人 令和6年3月現在)

職種等	人数	職種等	人数	職種等	人数
医師	46	学識経験者	0	介護福祉士	1
歯科医師	10	理学療法士	6	施設職員	11
保健師	3	作業療法士	2	医療相談員	0
看護師	10	柔道整復師	2	主任介護支援専門員	1
薬剤師	7	社会福祉士	21	合 計	120

② 認定審査会（合議体）の開催状況

表 16 認定審査会開催状況

（単位：回、件）

区分	開催回数	審査件数	平均審査件数
令和3年度	359	9,982	27.8
令和4年度	350	10,157	29.0
令和5年度	371	11,968	32.3

③ 区分別判定状況

表 17 区分別判定状況

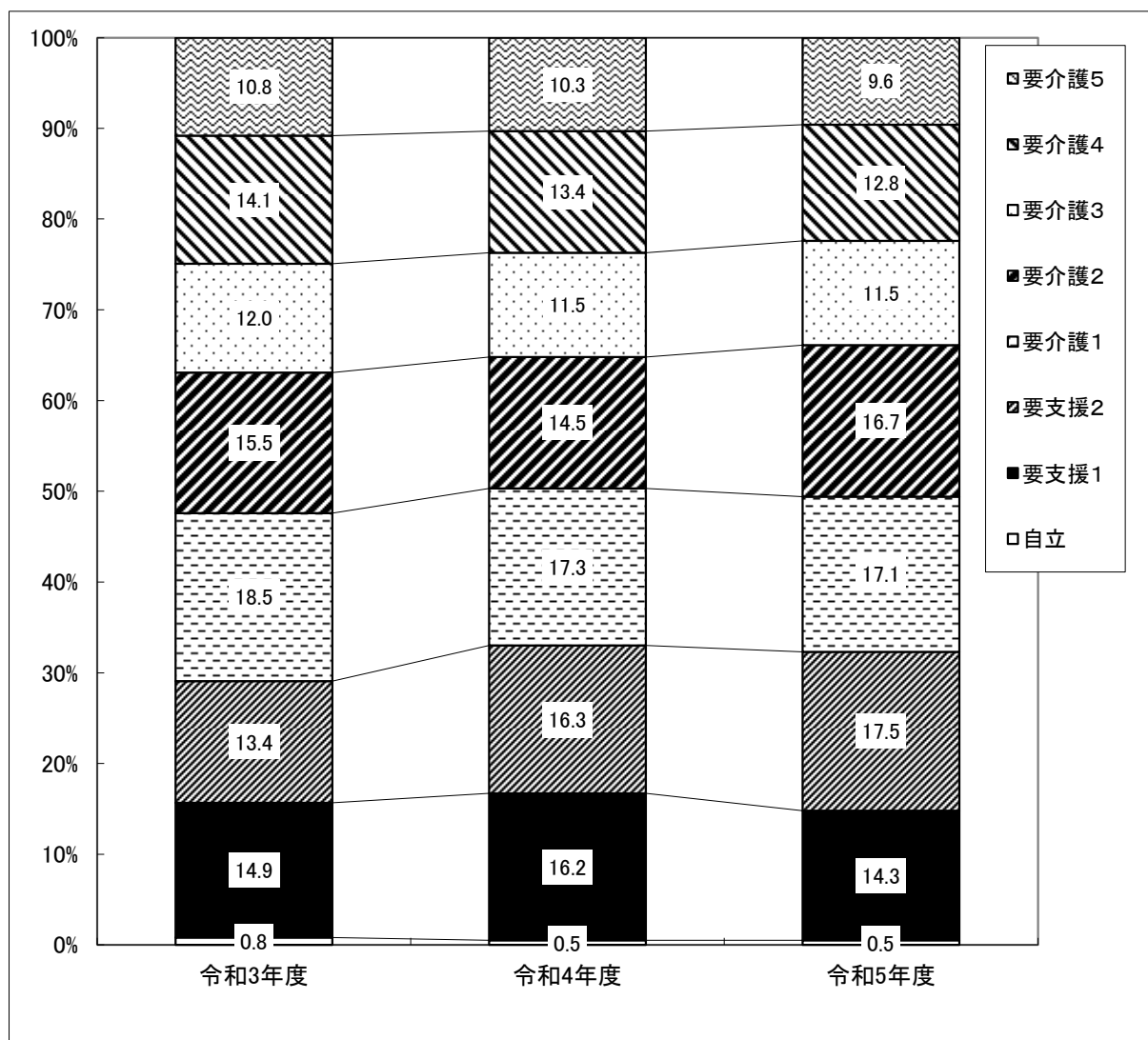
（単位：件）

	区分	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
令和3年度	新規	82	1,002	617	582	371	179	216	169	3,218
	更新	18	848	901	1,389	1,171	911	1,078	843	7,159
	転入	0	24	15	39	19	19	22	16	154
	変更	0	13	165	338	405	416	477	345	2,159
	合計	100	1,887	1,698	2,348	1,966	1,525	1,793	1,373	12,690
令和4年度	新規	46	1,072	721	616	414	218	255	185	3,527
	更新	26	1,068	1,291	1,351	1,071	873	984	757	7,421
	転入	0	15	15	33	23	14	22	17	139
	変更	0	11	154	306	423	437	527	420	2,278
	合計	72	2,166	2,181	2,306	1,931	1,542	1,788	1,379	13,365
令和5年度	新規	38	893	776	573	382	214	226	156	3,258
	更新	16	775	1,156	1,130	1,103	754	748	575	6,257
	転入	0	19	15	29	29	21	25	17	155
	変更	0	4	123	286	460	372	519	392	2,156
	合計	54	1,691	2,070	2,018	1,974	1,361	1,518	1,140	11,826

※各年度中の認定審査会で判定された件数で、「認定者数」とは異なる。

グラフ 18 判定結果別割合

(単位：%)



4 介護サービスの利用

(1) 介護サービス利用の概況

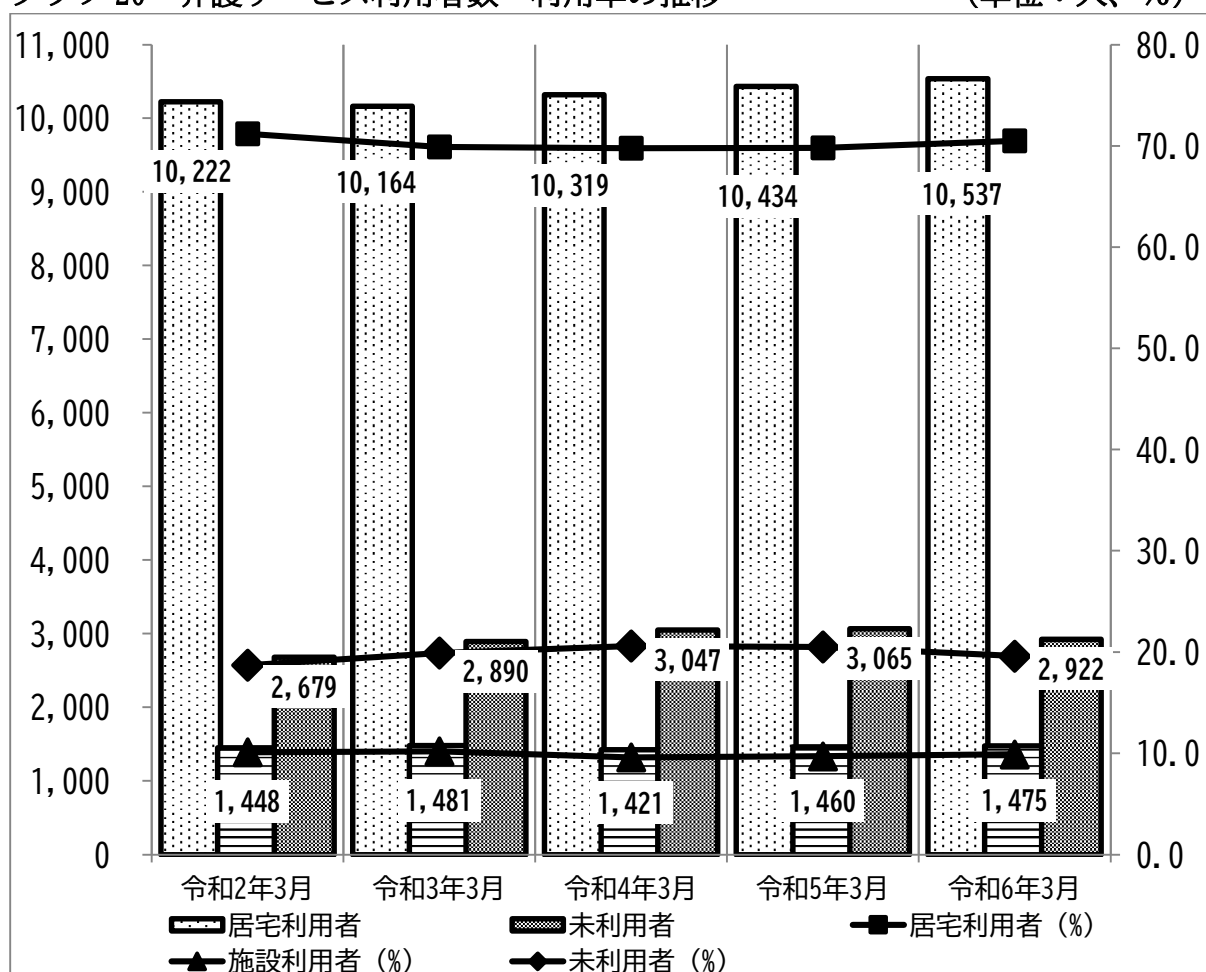
介護保険のサービスは、施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）と居宅サービスの2つに分類される。過去5年間に
おける介護サービスの利用者数は表 19 のとおりであり、介護サービスの利用率（各
年3月の認定者数に占める介護サービス利用者数の割合）は、ほぼ一定である。

表 19 介護サービス利用者数・利用率の推移 (単位：人、%)

区 分		令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月
人 数	認定者	14,349	14,535	14,787	14,959	14,934
	利用者	11,670	11,645	11,740	11,894	12,012
	居宅	10,222	10,164	10,319	10,434	10,537
	施設	1,448	1,481	1,421	1,460	1,475
	未利用者	2,679	2,890	3,047	3,065	2,922
割合	認定者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	利用者	81.3	80.1	79.4	79.5	80.4
	居宅	71.2	69.9	69.8	69.7	70.5
	施設	10.1	10.2	9.6	9.8	9.9
	未利用者	18.7	19.9	20.6	20.5	19.6

※「区分」の「人数」と「割合」には事業対象者を含む

グラフ 20 介護サービス利用者数・利用率の推移 (単位：人、%)



介護サービス利用者数の推移を要介護度別にみると、施設サービス利用者は表 21 及びグラフ 22 のとおりである。なお、平成 27 年度以降、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の新規入所が原則要介護 3 以上の方に限定された。居宅サービス利用対象者（認定者のうち施設サービス利用者以外の方）は表 23 及びグラフ 24 のとおりとなっている。

表 21 要介護度別施設サービス利用者数推移

(単位：人)

区 分	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月
要支援 1	0	0	0	0	0
要支援 2	0	0	0	0	0
要介護 1	58	51	44	40	40
要介護 2	122	112	100	79	88
要介護 3	284	313	286	307	294
要介護 4	526	566	552	579	595
要介護 5	458	439	439	455	458
合計	1,448	1,481	1,421	1,460	1,475

グラフ 22 要介護度別施設サービス利用者数推移

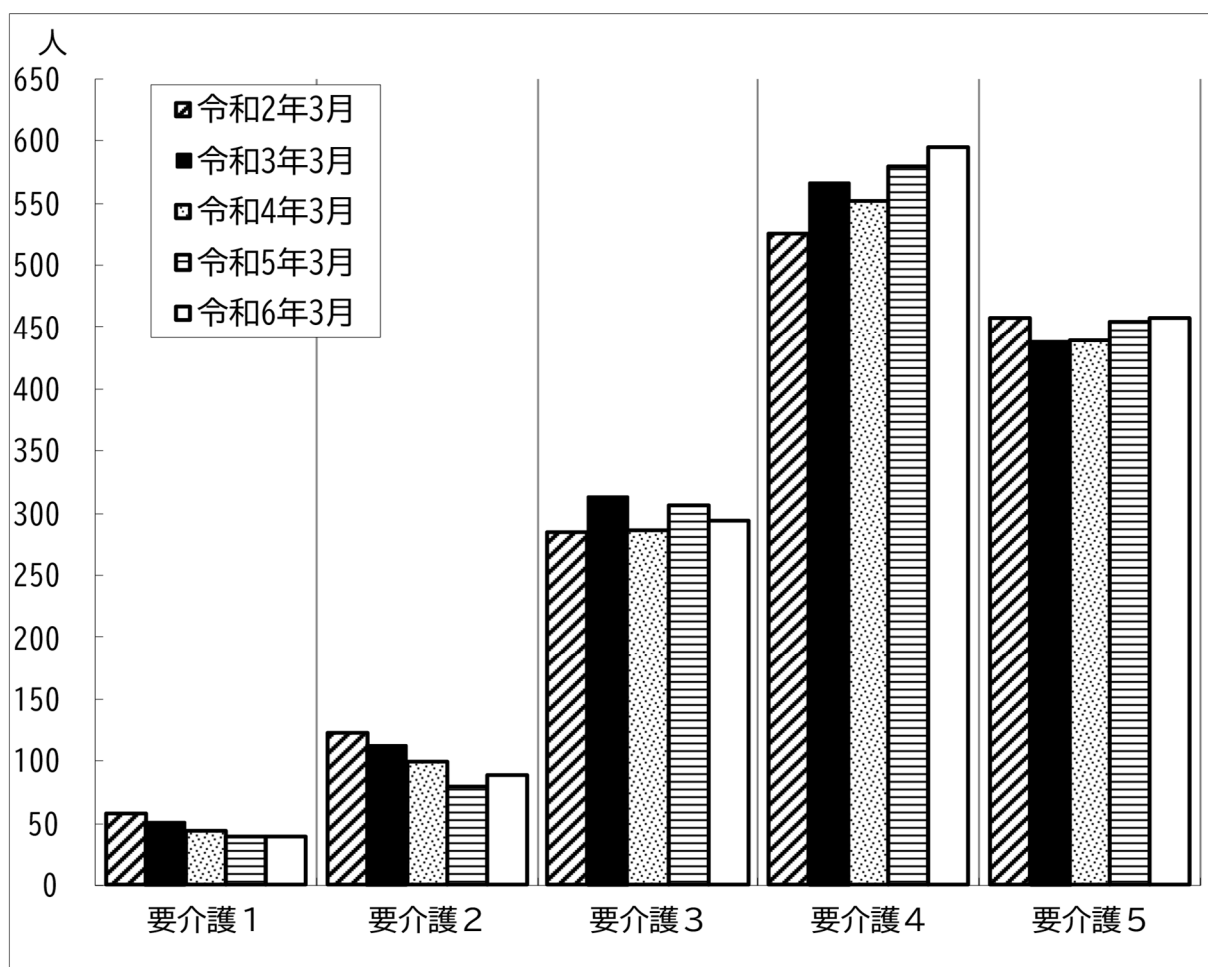


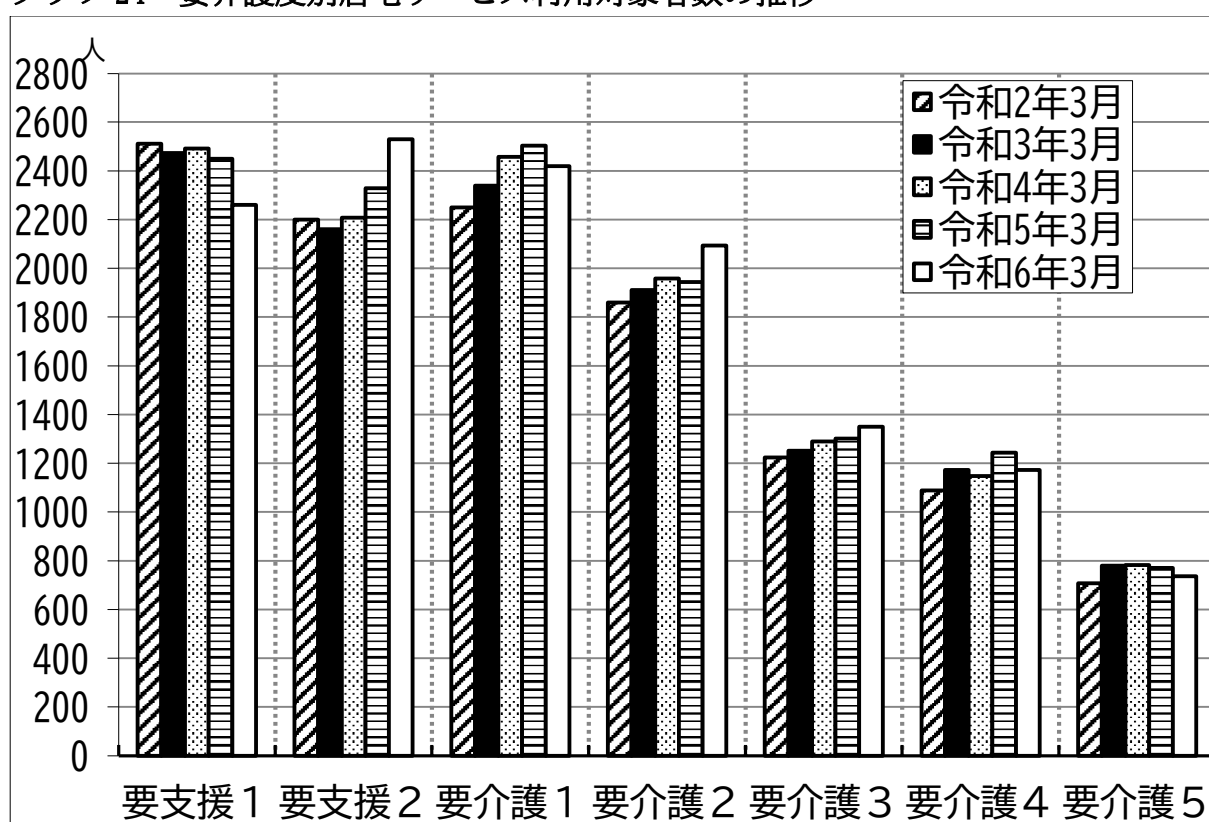
表 23 要介護度別居宅サービス利用対象者数の推移

(単位：人)

区 分	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月
要支援1	2,511	2,473	2,491	2,449	2,260
要支援2	2,200	2,161	2,208	2,329	2,529
要介護1	2,250	2,339	2,457	2,503	2,419
要介護2	1,860	1,911	1,958	1,944	2,094
要介護3	1,224	1,252	1,289	1,301	1,350
要介護4	1,088	1,173	1,147	1,243	1,173
要介護5	707	780	782	771	736
計	11,840	12,089	12,332	12,540	12,561

※認定者数から施設サービス利用者数を差し引いた人数を、居宅サービス利用対象者数としている。

グラフ 24 要介護度別居宅サービス利用対象者数の推移



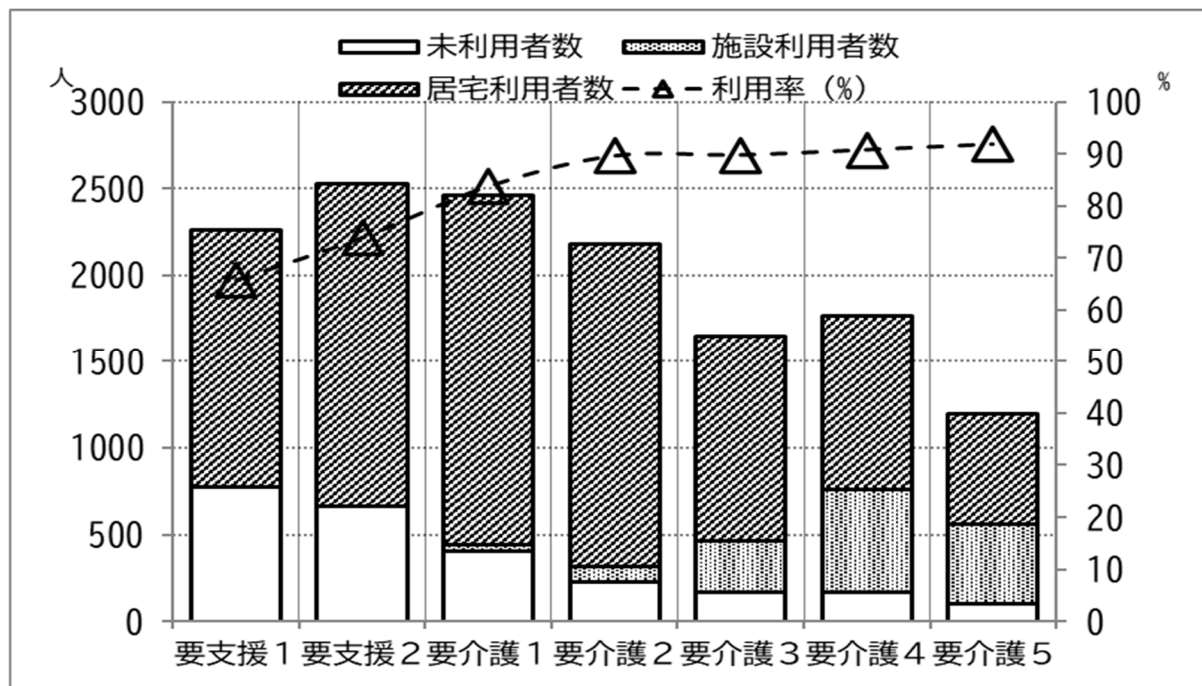
令和6年3月末日現在の認定者数の介護サービス利用者数及び利用率（認定者数に占める介護サービス利用者数の割合）を要介護度別にみると、表25及びグラフ26のとおりとなる。

表 25 要介護度別サービス利用状況

(単位：人、% 令和6年3月末日)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用者数	0	0	40	88	294	595	458
居宅利用者数	1,483	1,866	2,017	1,866	1,181	1,009	638
未利用者数	777	663	402	228	169	164	98
利用率(%)	65.6	73.8	83.7	89.6	89.7	90.7	91.8

グラフ 26 要介護度別サービス利用状況 （単位：人、％ 令和6年3月末日）



区が策定した第8期中野区介護保険事業計画において、実態調査や国の示した指針等を参考として推計した介護サービス見込量（計画値）と令和5年度の実績を比較すると、表27から表30のとおりとなっている。

※表中の人数は、月ごとの利用者数を12か月分合計した数値。

表 27 給付実績と事業計画数値との比較（地域密着型以外の居宅サービス）

区分	令和5年度		
	年間実績	計画値（年間見込）	実績割合
訪問介護	30,383人	27,804人	109.3%
訪問入浴	2,778人	2,544人	109.2%
訪問看護	22,895人	19,356人	118.3%
訪問リハビリテーション	3,486人	3,072人	113.5%
居宅療養管理指導	47,324人	42,444人	111.5%
通所介護	20,598人	17,352人	118.7%
通所リハビリテーション	4,472人	4,008人	111.6%
短期入所生活介護	4,769人	3,996人	119.3%
短期入所療養介護	652人	684人	95.3%
福祉用具貸与	44,557人	42,156人	105.7%
特定福祉用具販売	612人	708人	86.4%
住宅改修費	344人	360人	95.6%
居宅介護支援	61,829人	57,264人	108.0%
特定施設入所者生活介護	15,724人	15,012人	104.7%

表 28 給付実績と事業計画数値との比較（地域密着型サービス）

区分	令和5年度		
	年間実績	計画値（年間見込）	実績割合
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	553人	732人	75.5%
夜間対応型訪問介護	72人	72人	100.0%
認知症対応型通所介護	2,674人	2,892人	92.5%
小規模多機能型居宅介護	1,260人	1,188人	106.1%
認知症対応型共同生活介護	4,340人	4,212人	103.0%
地域密着型介護老人福祉施設	0人	0人	-
看護小規模多機能型居宅介護	308人	336人	91.7%
地域密着型通所介護	13,302人	11,784人	112.9%

表 29 給付実績と事業計画数値との比較（施設サービス）

区分	令和5年度		
	年間実績	計画値（年間見込）	実績割合
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	13,308人	12,312人	108.1%
老人保健施設	3,906人	4,092人	95.5%
介護療養型医療施設・介護医療院	504人	1,080人	46.7%

表 30 給付実績と事業計画数値との比較（介護予防給付）

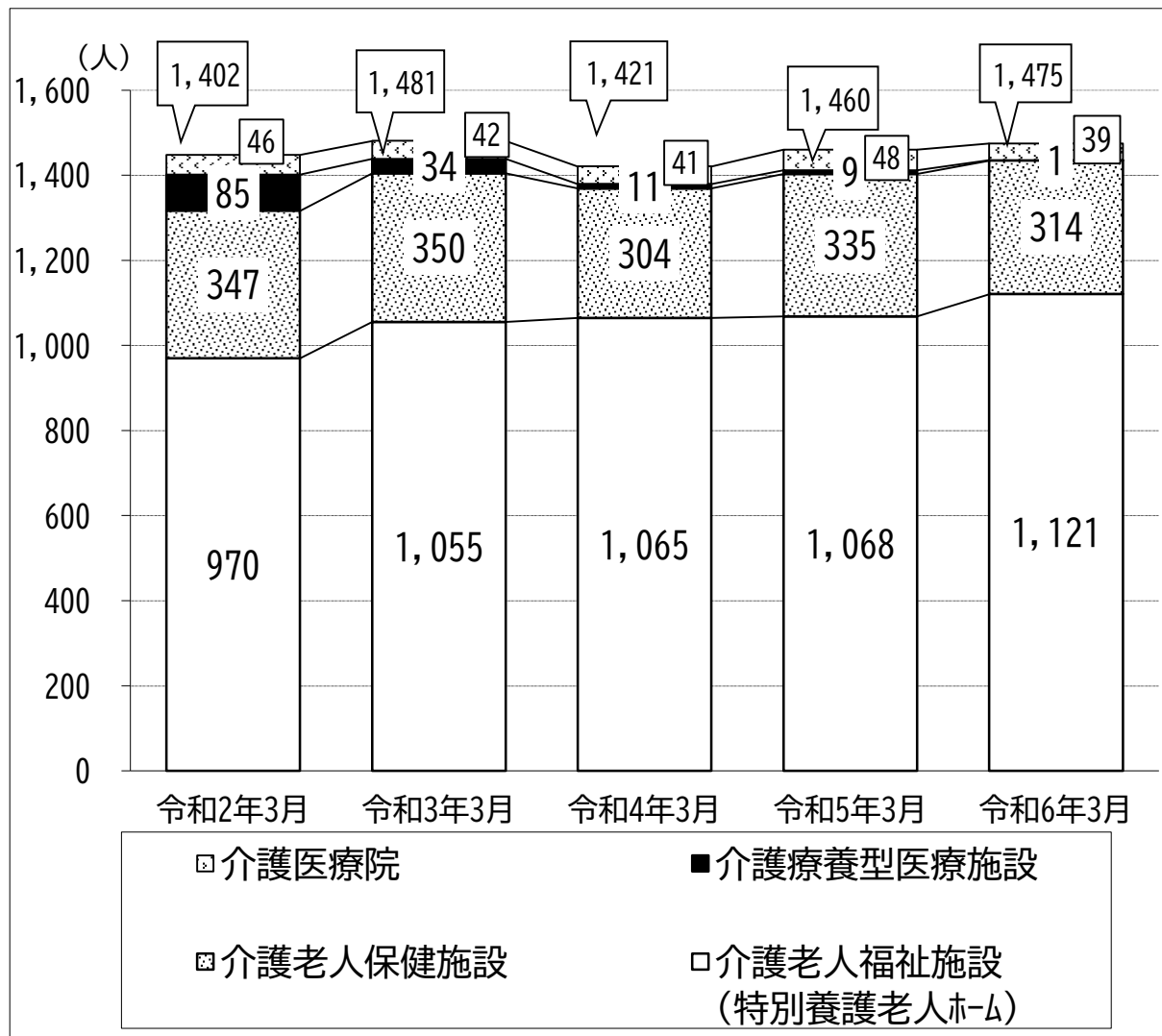
	令和5年度		
	年間実績	計画値（年間見込）	実績割合
介護予防訪問介護	0人	0人	-
介護予防訪問入浴	6人	0人	-
介護予防訪問看護	6,647人	6,084人	109.3%
介護予防訪問リハビリテーション	1,142人	1,056人	108.1%
介護予防居宅療養管理指導	7,376人	6,948人	106.2%
介護予防通所介護	0人	0人	-
介護予防通所リハビリテーション	4,381人	2,820人	155.4%
介護予防短期入所生活介護	119人	96人	124.0%
介護予防短期入所療養介護	14人	24人	58.3%
介護予防福祉用具貸与	18,936人	18,252人	103.7%
介護予防特定福祉用具販売	307人	204人	150.5%
介護予防住宅改修	313人	204人	153.4%
介護予防支援	25,302人	23,232人	108.9%
介護予防特定施設入所者生活介護	3,096人	3,540人	87.5%
介護予防小規模多機能型居宅介護	110人	48人	229.2%
介護予防認知症対応型共同生活介護	23人	0人	-

(2) 施設サービス

① 施設サービス利用者数の推移

介護保険の施設サービス利用者数はグラフ 31 のとおり推移している。

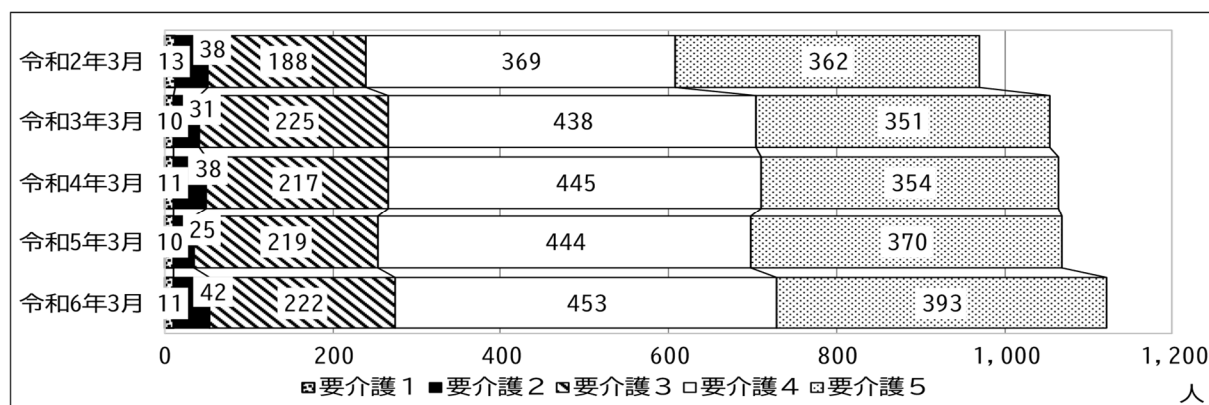
グラフ 31 施設種類別サービス利用者推移



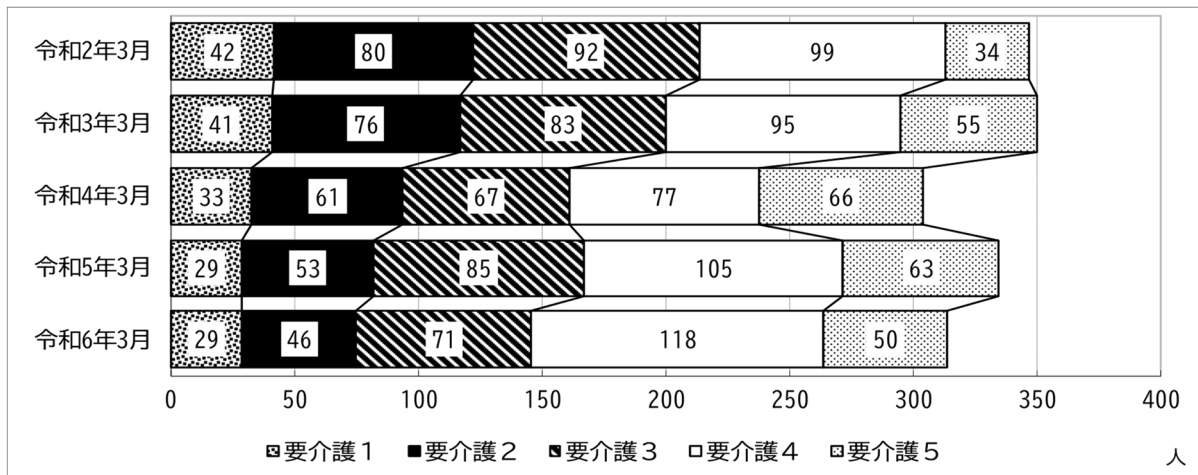
各施設の入所者数を要介護度別にみると、グラフ 32 のとおり推移している。

グラフ 32 介護保険施設の施設別・介護度別の入所状況

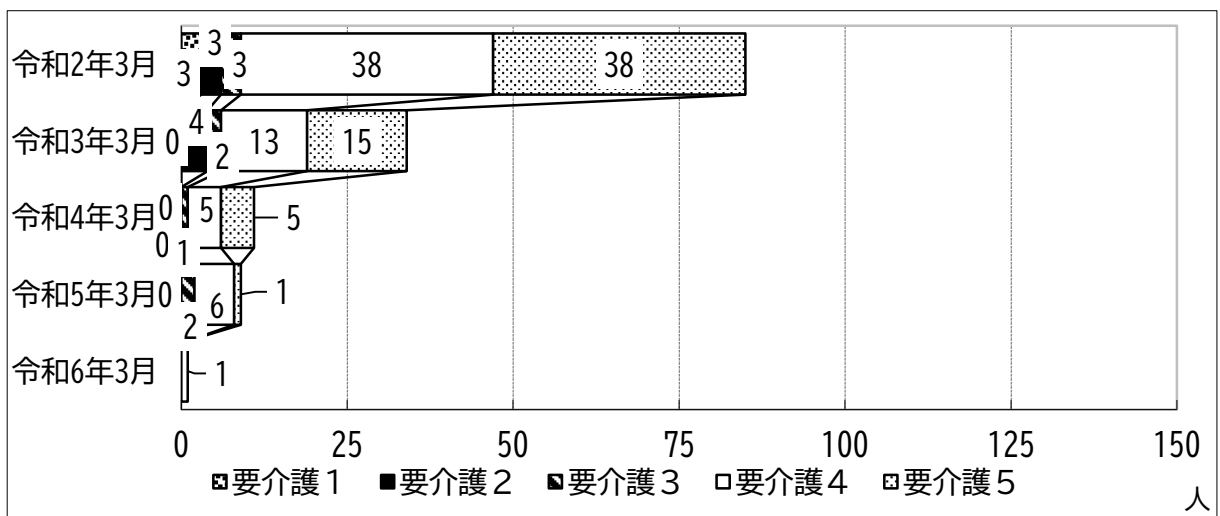
【介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)】



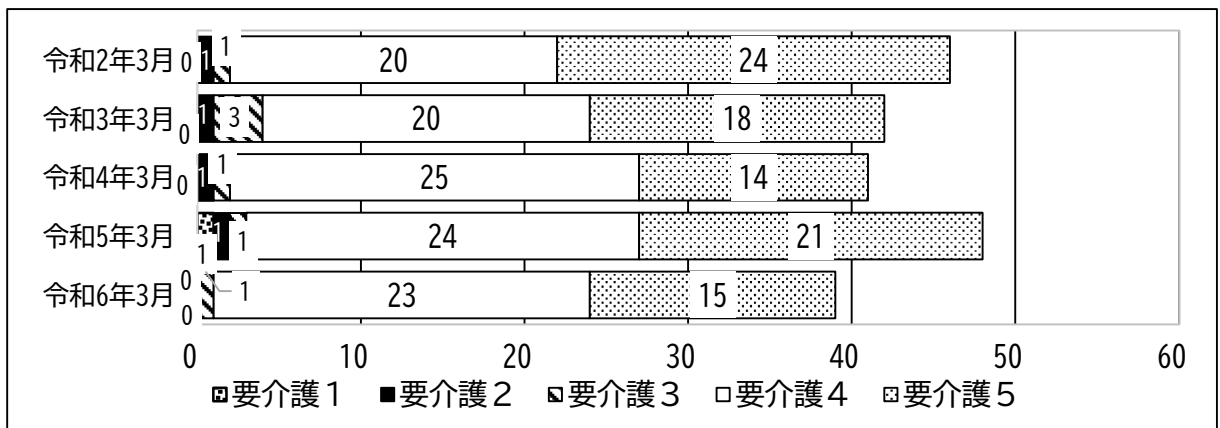
【介護老人保健施設】



【介護療養型医療施設】



【介護医療院】



② 中野区特別養護老人ホーム優先入所等に関する指針

中野区内の特別養護老人ホームの入所決定の際に、入所の必要性の高い方を優先する明確な基準及び決定過程の透明性・公平性を確保するため、平成16年1月に共通の審査基準を定めた。優先度の判定は①第一次評価（要介護度・介護者及び住宅の状況などに関する区内共通基準）と②第二次評価（各ホームの基準）により行う。

平成27年度4月の制度改正に伴い、入所要件は原則要介護3以上の方となったが、一定の要件を満たす方については特例入所として入所申込みができるものとした。

(3) 居宅サービス

居宅サービスには、自宅で利用するサービス、施設に出かけて利用するサービス、生活環境を整えるサービス等様々な種類がある。

介護サービス種類別の月平均利用者数をみると、表 33 のとおり推移している。なお、平成 29 年 4 月から「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という。）が開始され、介護予防サービスのうち、訪問介護（訪問型サービス）と通所介護（通所型サービス）が総合事業に移行している。

表 33 居宅サービスの種類別月平均利用者数 (単位：人)

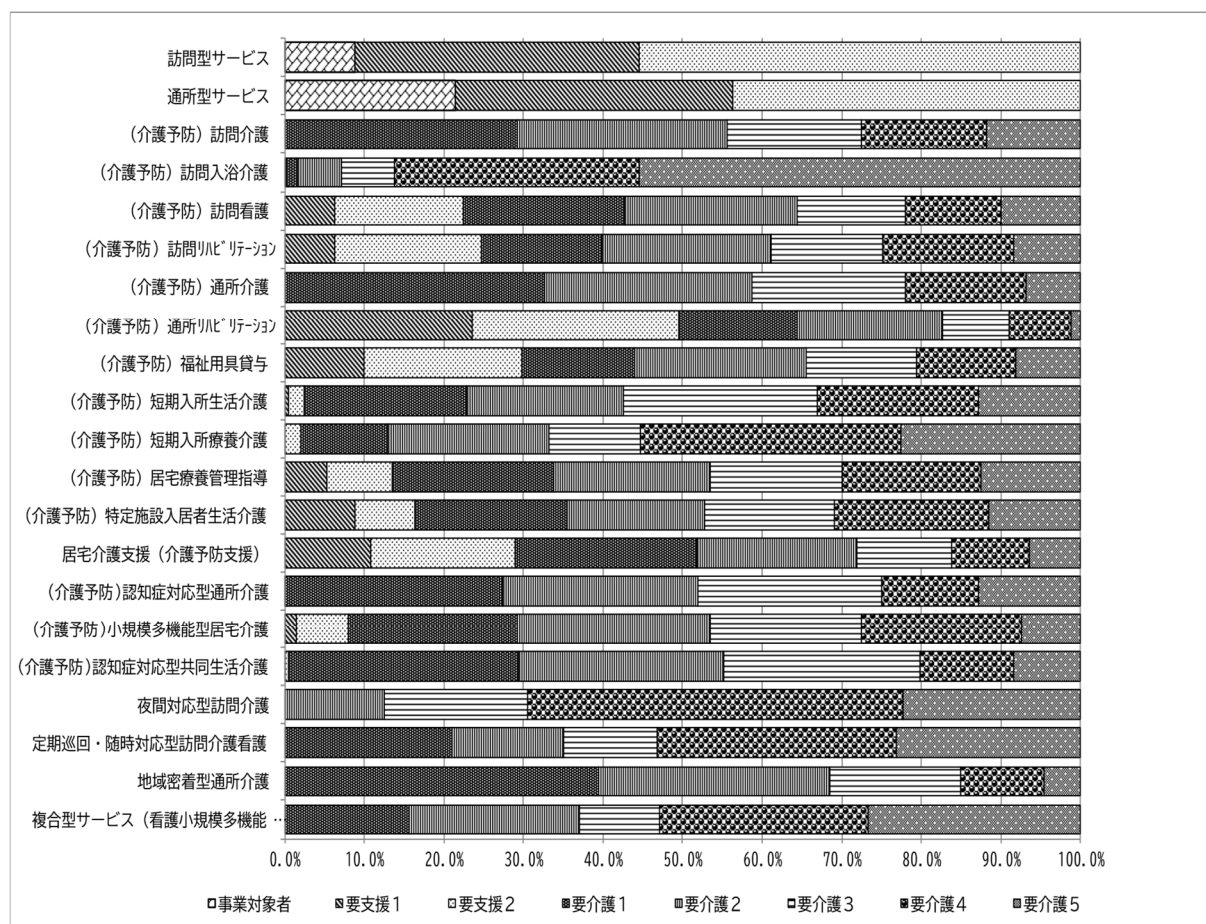
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービス	1,763	1,642	1,549	1,492	1,438
通所型サービス	1,757	1,465	1,469	1,531	1,578
(介護予防)訪問介護	2,372	2,379	2,529	2,548	2,532
(介護予防)訪問入浴介護	223	217	242	230	232
(介護予防)訪問看護	1,910	2,045	2,256	2,332	2,462
(介護予防)訪問リハビリテーション	347	346	394	399	386
(介護予防)通所介護	1,675	1,527	1,606	1,666	1,717
(介護予防)通所リハビリテーション	676	612	663	707	738
(介護予防)福祉用具貸与	4,764	4,910	5,146	5,294	5,291
(介護予防)短期入所生活介護	497	347	339	387	407
(介護予防)短期入所療養介護	76	57	55	55	56
(介護予防)居宅療養管理指導	3,723	4,044	4,246	4,385	4,558
(介護予防)特定施設入居者生活介護	1,510	1,535	1,504	1,542	1,580
居宅介護支援(介護予防支援)	6,770	6,803	7,100	7,254	7,261
(介護予防)認知症対応型通所介護	265	234	227	227	223
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	109	94	105	108	114
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	321	341	345	349	364
夜間対応型訪問介護	8	2	4	5	6
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	47	57	55	54	46
地域密着型通所介護	1,186	1,035	1,074	1,082	1,109
複合型サービス（看護小規模多機能型）	2	27	29	25	26

※地域密着型通所介護は平成 28 年 4 月から開始（通所介護から移行）

※各サービス種別における介護サービスと介護予防サービスの利用者数の合計の月平均値

令和5年度における居宅サービス種類ごとの利用者数に対する要介護度等別の利用者数の割合をみると、グラフ34のとおりとなる。平成29年4月から、介護予防サービスのうち、訪問介護（訪問型サービス）と通所介護（通所型サービス）が総合事業に移行している。

グラフ34 要介護度等別の居宅サービス利用割合



居宅サービス種類ごとの利用者一人あたりの月平均利用回数と給付額をみると、表35及び表36のとおり推移している。

表35 (介護給付) 月平均利用回数及び給付額 (単位: 回、千円)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	回数	給付額	回数	給付額	回数	給付額	回数	給付額	回数	給付額
訪問介護(回)	23.0	75	23.4	78	23.0	77	22.6	76	23.0	77
訪問入浴介護(回)	4.7	61	4.6	60	4.5	60	4.4	59	4.6	61
訪問看護(回)	10.1	45	10.6	47	10.9	48	11.0	49	11.2	50
訪問リハビリテーション(回)	11.9	36	11.8	36	12.8	39	12.7	38	12.7	39
通所介護(回)	9.9	77	10.4	82	10.3	82	10.1	81	9.9	81
通所リハビリテーション(回)	6.2	51	6.2	54	6.3	55	6.2	54	6.2	55
短期入所生活介護(日)	8.3	74	8.8	82	9.0	83	8.8	82	8.8	83
短期入所療養介護(日)	7.7	93	8.0	97	7.3	91	7.3	95	7.1	89
地域密着型通所介護(回)	9.6	75	9.6	77	10.4	83	9.2	74	8.9	73

※地域密着型通所介護は平成28年4月から開始(通所介護から移行)

表 36 (介護予防) 月平均利用回数及び給付額

(単位: 回・日、千円)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	回数	給付額	回数	給付額	回数	給付額	回数	給付額	回数	給付額
介護予防訪問介護(回)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護予防訪問入浴介護(回)	2.6	24	1.0	9	3.9	28	2.0	20	1.8	17
介護予防訪問看護(回)	8.7	31	9.2	33	8.1	31	6.9	29	6.8	29
介護予防訪問リハビリテーション(回)	9.2	28	10.1	30	10.2	29	10.1	29	10.4	29
介護予防通所介護(回)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護予防通所リハビリテーション(回)	1.0	31	1.0	31	1.0	33	1.0	33	1.0	33
介護予防短期入所生活介護(日)	5.3	35	5.6	40	6.5	43	5.2	36	5.2	35
介護予防短期入所療養介護(日)	7.2	49	7.8	49	7.0	47	9.2	50	6.6	51

※介護予防訪問介護と介護予防通所介護については月額報酬であり、平成 29 年度から総合事業に移行したため除いている。

※地域密着型通所介護の利用対象は要介護 1～5 のみである。

① 福祉用具購入費支給・住宅改修費支給

居宅サービスのうち、福祉用具購入費支給及び住宅改修費支給の 2 つのサービスは他のサービスと利用方法が異なる。

利用にあたっては、区に直接申請を行い、支給限度基準額（福祉用具購入費は毎年 4 月から翌年 3 月までの 1 年間 10 万円、住宅改修費は同一の住宅で 20 万円（ただし、初回住宅改修着工日の要介護度から 3 段階以上上がった場合には、再度支給限度基準額まで利用できる））の範囲で費用の 7 割から 9 割の償還払いを受ける。利用状況は表 37 及び表 38 のとおりである。

表 37 福祉用具購入費支給対象

(単位: 件)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
腰掛便座	262	278	279	241	220
特殊尿器	1	6	0	0	0
入浴補助用具	833	718	879	822	802
簡易浴槽	25	3	0	0	0
移動用リフトのつり具	0	2	3	4	1
排泄予測支援機器	-	-	-	0	0
計	1,121	1,007	1,161	1,067	1,023

表 38 住宅改修費支給対象

(単位: 件)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手すりの取り付け	698	594	616	600	613
床段差の解消	54	63	64	52	29
床材の変更	26	21	20	22	22
扉の取替え	52	50	44	61	53
便器の取替え	3	5	5	5	6
計	833	733	749	740	723

② 特別給付

中野区では、第1号被保険者の保険料を財源とする特別給付事業として、移送サービス（短期入所（ショートステイ）サービス利用時の送迎費用を支給するサービス）、訪問理美容サービス、寝具乾燥サービス及び紙おむつサービスの4つのサービスを実施している。

なお、訪問理美容サービスと寝具乾燥サービスは平成17年度まで区の高齢者福祉サービスとして実施してきたが、第3期中野区介護保険事業計画に基づき特別給付事業としての実施に移行した。また、紙おむつサービスは令和2年度まで任意事業として実施してきたが、第8期介護保険事業計画に基づき特別給付事業としての実施に移行した。

特別給付事業の利用状況は表39のとおり推移している。

表 39-1 移送サービス、訪問理美容サービス、寝具乾燥サービス利用延べ件数

（単位：件）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移送サービス	11	13	5	5	7
訪問理美容サービス	190	293	375	561	598
寝具乾燥サービス	79	49	49	51	61

表 39-2 紙おむつサービス事業実績

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均利用者数	1,665	1,683	1,760	1,771	1,799
延べ利用者数	19,980	20,198	21,121	21,255	21,592

③ 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が介護を必要とする状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう支援するため、身近な区市町村で提供するサービスとして平成18年度の介護保険制度改正により創設された。

このサービスは原則として当該区市町村の住民のみが利用できる。また、事業所の指定及び指導は当該区市町村が実施する。

中野区では、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護の7種類のサービスが提供されている。利用実績は表40のとおり推移している。

表 40 地域密着型サービス利用者数の推移（各年度審査分）

※各年度の人数は、月ごとの利用者数を12か月分合計した数値。

※地域密着型通所介護は平成28年4月開設。

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

認知症の方が少人数で共同生活を行い、家庭的な雰囲気の中で自身の持つ能力を生かしながら、入浴や排泄・食事等の日常生活上の介助、機能訓練などのサービスを受けることができる。

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	—	—	—	—	—
要支援2	24	3	1	0	23
要介護1	995	1,035	1,174	1,181	1,260
要介護2	1,084	1,154	1,138	1,119	1,123
要介護3	845	895	931	993	1,078
要介護4	551	571	508	499	515
要介護5	348	430	385	390	366
計	3,847	4,088	4,137	4,182	4,365

【認知症対応型通所介護】

認知症の方が日帰りでデイサービスセンター等へ通い、日常生活の介助や機能訓練等のサービスを受けることができる。

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	0	0	0	0	0
要支援2	0	0	0	0	1
要介護1	720	750	789	790	732
要介護2	901	759	654	650	655
要介護3	841	619	686	699	619
要介護4	322	280	265	294	326
要介護5	399	405	328	292	342
計	3,183	2,813	2,722	2,725	2,675

【小規模多機能型居宅介護】

「通い」を中心に、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせて利用できるサービス。利用者は少人数の家庭的な雰囲気の中で日常生活上の介助や機能訓練等のサービスを受けることができる。

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	36	33	22	16	21
要支援2	39	30	37	54	89
要介護1	312	212	268	279	291
要介護2	311	280	312	328	331
要介護3	336	251	260	256	261
要介護4	133	188	237	247	275
要介護5	141	135	126	111	102
計	1,308	1,129	1,262	1,291	1,370

【看護小規模多機能型居宅介護】

小規模多機能型居宅介護に訪問看護の機能を付加したサービス。

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	—	—	—	—	—
要支援2	—	—	—	—	—
要介護1	8	70	74	42	48
要介護2	6	110	81	98	66
要介護3	5	80	82	50	31
要介護4	2	40	49	50	81
要介護5	0	24	62	56	82
計	21	324	348	296	308

【夜間対応型訪問介護】

夜間において、定期巡回の訪問介護、必要な時に受けられる随時の訪問、通報に応じた対応等のオペレーションサービスを受けることができる。
(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	—	—	—	—	—
要支援2	—	—	—	—	—
要介護1	8	0	0	0	0
要介護2	28	7	10	10	9
要介護3	13	14	20	12	13
要介護4	30	0	14	30	34
要介護5	15	0	2	5	16
計	94	21	46	57	72

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の緊急時の対応などのサービスを受けることができる。
(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	—	—	—	—	—
要支援2	—	—	—	—	—
要介護1	213	205	165	149	116
要介護2	118	142	136	100	78
要介護3	103	95	100	65	65
要介護4	85	130	149	204	166
要介護5	44	116	115	133	128
計	563	688	665	651	553

【地域密着型通所介護】

小規模の通所介護施設に通い、日帰りで入浴や食事の提供や日常生活上の介護などを受けることができる（平成28年4月から、定員18人以下の小規模な通所介護が地域密着型通所介護へ移行した）。
(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	—	—	—	—	—
要支援2	—	—	—	—	—
要介護1	5,979	4,961	5,288	5,433	5,252
要介護2	4,061	3,720	3,682	3,699	3,860
要介護3	2,420	2,211	2,139	1,985	2,195
要介護4	1,195	974	1,218	1,298	1,381
要介護5	571	548	557	566	614
計	14,226	12,414	12,884	12,981	13,302

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

定員29人以下の特別養護老人ホームで、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けることができる。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	—	—	—	—	—
要支援2	—	—	—	—	—
要介護1	0	0	0	0	0
要介護2	0	0	0	0	0
要介護3	0	0	0	0	0
要介護4	0	0	0	0	0
要介護5	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(4) 保険給付

要介護等認定者の介護サービス利用に必要な費用は、その7割から9割が介護保険特別会計から介護サービス事業者に支払われる。過去3年間の介護サービス種類別支給件数及び保険給付費の決算額の詳細は表41のとおりである。なお、平成29年4月から総合事業が開始され、介護予防サービスのうち、訪問介護（訪問型サービス）と通所介護（通所型サービス）が総合事業に移行している。

表41 給付費の状況 (単位：件、千円)

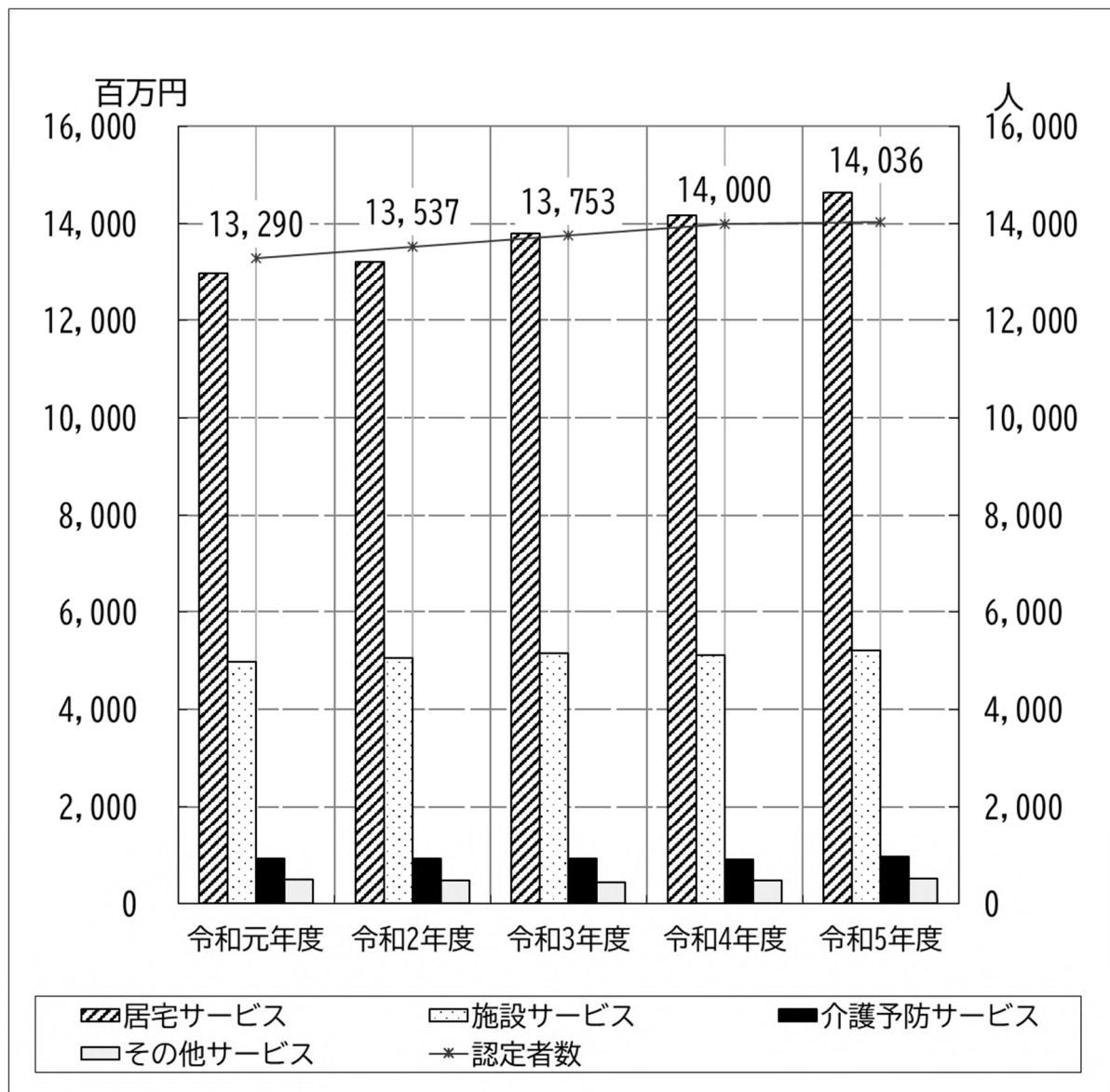
区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
居宅サービス	訪問介護	34,331	2,323,377	34,319	2,310,176	34,119	2,349,813
	訪問入浴介護	2,926	172,712	2,798	163,159	2,816	170,326
	訪問看護	21,132	983,222	22,326	1,061,187	23,442	1,135,432
	訪問リハビリテーション	3,599	137,618	3,648	138,203	3,488	134,295
	通所介護	20,485	1,579,716	21,266	1,625,120	21,923	1,659,409
	通所リハビリテーション	4,365	238,012	4,539	242,461	4,485	244,085
	福祉用具貸与	44,587	649,644	45,936	679,194	45,628	690,403
	短期入所	4,825	391,362	5,396	435,386	5,686	455,828
	居宅療養管理指導	77,497	552,272	81,623	584,100	86,221	629,043
	特定施設入居者生活介護	14,755	2,955,182	15,369	3,071,233	15,911	3,228,166
	居宅介護サービス計画費	60,666	952,276	62,216	980,139	61,829	983,748
	夜間対応型訪問介護	46	2,688	57	3,424	72	3,733
	地域密着型通所介護	13,876	988,314	13,880	956,381	14,192	968,244
	認知症対応型通所介護	2,729	303,201	2,740	302,323	2,706	311,830
	小規模多機能型居宅介護	1,203	255,117	1,220	266,194	1,260	274,500
	認知症対応型共同生活介護	4,137	1,116,173	4,184	1,138,607	4,345	1,200,604
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	665	116,606	651	124,678	555	111,718
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	348	91,343	296	79,703	308	92,857
	計		13,808,835		14,161,668		14,644,034
施設サービス	介護老人福祉施設	12,897	3,629,260	12,934	3,685,082	13,309	3,831,734
	介護老人保健施設	4,062	1,209,896	3,929	1,178,346	3,919	1,188,053
	特別療養費	51	295	33	184	65	387
	介護療養型医療施設	291	97,751	134	41,860	66	19,536
	特定診療費	291	5,251	134	3,807	66	1,160
	介護医療院	530	190,337	534	186,694	438	151,439
	特別診療費	523	9,616	533	9,030	438	8,741
	計		5,142,406		5,105,003		5,201,050
その他サービス	福祉用具購入	1,038	31,674	980	30,095	919	29,975
	住宅改修	657	52,375	614	52,015	657	51,918
	特定入所者介護サービス費	9,862	340,695	9,132	291,146	9,111	298,964
	特別給付（訪問理美容等）	429	1,939	617	2,648	666	3,461
	特別給付（紙おむつサービス）	12,121	107,410	21,255	107,825	21,592	120,557
	計		534,093		483,729		504,875
介護予防サービス	介護予防訪問介護	0	0	0	0	0	0
	介護予防訪問入浴介護	7	199	1	20	6	105
	介護予防訪問看護	6,461	199,040	6,199	177,091	6,653	190,464
	介護予防訪問リハビリテーション	1,156	33,806	1,152	33,235	1,142	33,422
	介護予防通所介護	0	-32	0	0	0	0
	介護予防通所リハビリテーション	3,601	118,475	3,964	131,534	4,381	145,267
	介護予防福祉用具貸与	18,714	111,298	18,970	115,701	19,166	118,924
	介護予防短期入所	94	4,018	114	4,242	134	4,938
	介護予防居宅療養管理指導	12,061	81,081	11,896	79,461	12,425	84,090
	介護予防特定施設入居者生活介護	3,313	245,886	3,169	233,568	3,100	235,721
	介護予防サービス計画費	24,532	125,811	24,828	127,269	25,302	130,228
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	1	37
	介護予防小規模多機能型居宅介護	59	3,875	70	5,540	110	9,028
	介護予防認知症対応型共同生活介護	1	92	0	0	23	5,761
	計		923,549		907,661		957,985
合計			20,408,883		20,658,061		21,307,944

※高額介護サービスは事業者でなく利用者に支給されるため、ここでは除外している。

※決算額の計及び合計は、各サービス種類別に千円単位未満を四捨五入した数値の合計額を使用している。
 ※件数は、月ごとの支給件数を12か月分合計した数値である。

介護サービスを居宅・施設・その他・介護予防に大別し、それぞれの保険給付費決算額の推移をみると、すべてにおいて令和4年度より増加傾向にある。

グラフ 42 認定者数及び給付費決算額の推移



※認定者数は各年度3月末日現在の数値。

利用者一人当たりの給付費（概算）は表 43 のとおりである。過去5年間の推移をみると、居宅介護サービス及び施設サービス、介護予防サービスのすべてにおいて増加傾向にある。

表 43 利用者一人当たり給付費（概算）

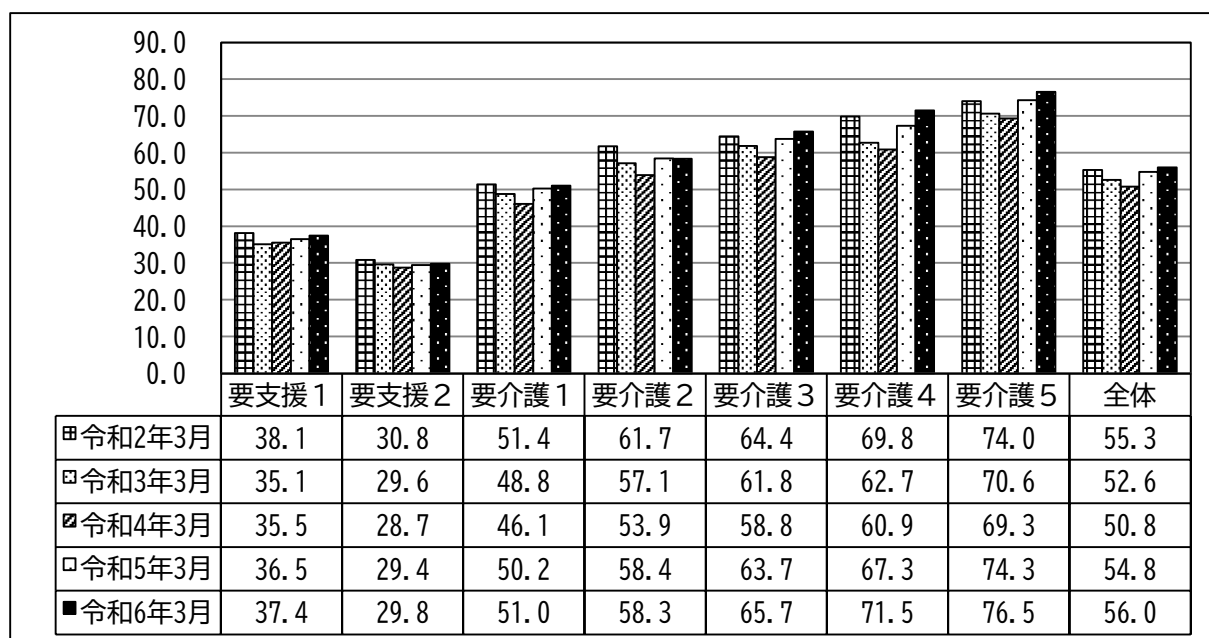
（単位：千円、人、％）

区 分		令和元年度	令和2年度 (伸率)	令和3年度 (伸率)	令和4年度 (伸率)	令和5年度 (伸率)
居宅介護	居宅サービス費	12,983,426	13,223,974	1.9	13,808,835	4.4
	利用者数	74,886	76,471	2.1	79,567	4.0
	一人当たり給付費概算（月額）	173	173	0.0	174	0.6
施設	施設サービス費	4,979,657	5,050,528	1.4	5,142,406	1.8
	利用者数	17,283	17,309	0.2	17,512	1.2
	一人当たり給付費概算（月額）	288	292	1.4	294	0.7
介護予防	介護予防サービス費	920,016	923,148	0.3	923,549	0.0
	利用者数	29,216	29,685	1.6	28,754	-3.1
	一人当たり給付費概算（月額）	31	31	0.0	32	3.2

※各年度の利用者数は、月ごとの利用者数を12か月分合計した数値。

要介護度別に設定されている支給限度額に対する利用割合では、要介護1以上で要介護度が上がるほど高くなっている。

グラフ 44 介護度別支給限度額に対する利用割合



（単位：円）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度額のめやす	50,320	105,310	167,650	197,050	270,480	309,380	362,170
令和6年3月 平均利用額	18,820	31,382	85,502	114,880	177,705	221,207	277,060

（5）利用者の負担割合

介護サービスを利用する際の利用者負担は、1割又は2割のほか平成30年8月から、現役並みの所得者が3割負担となった。要介護認定者には、毎年7月頃に負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を交付している。

令和6年3月時点	1割負担	11,702人（83.2%）
	2割負担	900人（6.4%）
	3割負担	1,467人（10.4%）

(6) 利用者負担の軽減

① 生計困難者に対する利用者負担軽減に係る助成

平成 14 年 4 月から、事業者が介護保険サービス（介護老人福祉施設、通所介護、短期入所介護、訪問介護、訪問看護、訪問入浴、訪問リハビリ、通所リハビリ等計 16 サービス）の提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難な利用者に対し、利用者負担額の軽減を行った場合、その費用の一部を事業者に助成する制度を実施している。また、平成 29 年 4 月から、総合事業（訪問型サービス（従前）及び通所型サービス（従前））も対象とした。生計困難者に対する利用負担軽減に係る実績は表 45 のとおり推移している。

表 45 生計困難者に対する利用者負担軽減に係る助成実績 (単位：件、千円)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実績	124	483	188	1,024	189	1,101	199	1,273	221	1,452

② 高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護サービス利用者は、利用の際に介護サービス費用の 1 割から 3 割を負担するが、住民税の課税状況等によって、1 か月あたりの上限額が設けられており、上限額を超えた分は申請により高額介護（介護予防）サービス費として支給される。

高額介護（介護予防）サービス費の支給実績は表 46 のとおりである。令和 3 年 7 月まで、住民税課税世帯で現役並み所得者の利用者負担上限額（月額）は一律 44,400 円だった。令和 3 年 8 月からは 44,400 円（年収約 383 万円～約 770 万円未満）、93,000 円（年収約 770 万円～約 1,160 万円未満）、140,100 円（年収約 1,160 万円以上）に分かれた。

表 46 高額介護サービス費支給実績 (単位：件、千円)

区分	高齢福祉年金受給者等		世帯全員が住民税非課税				一般世帯 (左記及び右記以外)		現役並み所得者に相当する 方がいる世帯※ (令和3年8月から年収約383万 円～約770万円未満)		現役並み所得者に相当する 方がいる世帯 (年収約770万円～ 約1,160万円未満)		現役並み所得者に相当する 方がいる世帯 (年収約1,160万円以上)		合計	
	上限額15,000円/月		上限額15,000円/月		上限額24,600円/月		上限額37,200円/月 (平成29年8月から44,400 円)		上限額44,400円/月 (平成27年8月から新設)		上限額93,000円/月 (令和3年8月から新設)		上限額140,100円/月 (令和3年8月から新設)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和元年度	7,334	82,849	21,081	276,906	7,096	53,118	11,917	273,622							47,428	686,495
令和2年度	7,632	88,508	20,532	280,308	7,849	62,053	12,464	297,269							48,477	728,138
令和3年度	7,740	87,986	20,483	276,071	8,656	68,597	11,133	260,808			224	4,039	17	69	48,253	697,570
令和4年度	7,931	90,509	20,148	270,734	9,213	73,663			9,371	189,701	433	7,314	16	51	47,112	631,972
令和5年度	8,028	96,510	20,285	279,143	10,338	85,638			9,340	209,896	358	6,068	23	81	48,372	677,336

※平成 30 年 10 月以降の現役並み所得相当は、一般世帯に含めて計上している。

③ 負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）

介護保険制度の改正により、平成 17 年 10 月から介護保険施設等の居住費と食費は利用者が負担することになった。このため、所得の低い方には「負担限度額」を設け、施設には平均的な費用（基準費用額）と負担限度額との差額を保険給付で補う仕組み（補足給付）が設けられた。ショートステイの利用にもこの制度が適用さ

れる。補足給付の対象となるのは、利用者負担第1段階から第3段階②の方であり、具体的には表47のとおりである。

表47 段階別負担限度額認定対象者

利用者負担段階	対 象 者	
第1段階	老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税（世帯を分離している配偶者を含む。）の方・生活保護受給者（生活保護受給者は預貯金等の要件なし）	かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下
第2段階	住民税世帯非課税（世帯を分離している配偶者を含む。）であって、前年の課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で650万円（夫婦で1,650万円）以下
第3段階①	住民税世帯非課税（世帯を分離している配偶者を含む。）であって、前年の課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で550万円（夫婦で1,550万円）以下
第3段階②	住民税世帯非課税（世帯を分離している配偶者を含む。）であって、前年の課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方	かつ、預貯金等が単身で500万円（夫婦で1,500万円）以下

上記以外の方は利用者負担第4段階となり、基準費用額を支払う。居住費の負担限度額は表48のとおりで施設の種類及び居室により異なり、食費の負担限度額は表49のとおりである。

表48 居住費の負担限度額 (日額)

		負担限度額			基準費用額
		第1段階	第2段階	第3段階① 第3段階②	
多床室		0円	370円	370円	（老健・療養等）377円 （特養等）855円
従来型個室	特養等	320円	420円	820円	1,171円
	老健・療養等	490円	490円	1,310円	1,668円
ユニット型個室的多床室		490円	490円	1,310円	1,668円
ユニット型個室		820円	820円	1,310円	2,006円

表49 食費の負担限度額 (日額)

負担限度額			基準費用額
第1段階	第2段階	第3段階① 第3段階②	
300円	390円（600円）	650円（1,000円） 1,360円（1,300円）	1,445円

※（）内は短期入所生活介護を利用した場合の食費

負担限度額認定者数の実績は表50のとおりである。

表50 負担限度額認定者数 (単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1段階	323	316	325	311	246
第2段階	397	393	340	323	242
第3段階(令和3年7月まで)	861	823	120		
第3段階①(令和3年8月から)			190	229	185
第3段階②(令和3年8月から)			449	474	340
計	1,581	1,532	1,424	1,337	1,013

④ 旧措置者の減額認定

介護保険法施行日において特別養護老人ホームに入所している方については、負担の激変緩和措置として、旧措置時代の費用徴収額を上回らないように特例として減額措置がとられている。令和5年度末現在の旧措置入所者の利用負担減免者数は表51のとおり推移している。

表 51 旧措置入所者利用負担減免認定者数

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
減 額	0	0	0	0	0
免 除	1	1	1	1	0
計	1	1	1	1	0

⑤ 高額医療合算介護サービス費の支給

平成21年度から高額医療合算介護サービス費の支払いを開始した。

同じ医療保険に加入する世帯内で、毎年8月からの1年間に医療と介護の両方に自己負担があり、その合計額が限度額を超えた場合に、超えた金額を支給する。

算定対象となるのは介護保険のサービス費用の1割から3割相当分〔医療保険は1割から3割相当分〕であり、入院時の食費、居住費、日用品費、差額ベッド代などは対象外となる。また、高額療養費や高額介護サービス費として支給された額は算定対象から除かれる。

高額医療合算介護サービス費の支給実績は表52のとおりである。

表 52 高額医療合算介護サービス費 支給実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	2,677件	2,696件	2,641件	2,675件	2,535件
支給金額	111,409,706円	108,564,022円	101,680,962円	101,941,193円	103,654,595円

⑥ 制度移行措置対象者（障害者施策によるホームヘルプサービス利用者）に対する利用負担額の減額

65歳になる前の1年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用しており、平成18年4月1日以降に65歳に到達したことで介護保険のサービス利用対象となった方について、自己負担額を全額免除する制度が設けられている。令和5年度に中野区で減額対象となった方はいなかった。

⑦ 介護サービス等利用者負担額の免除

平成23年5月2日付老発第0502第1号厚生労働省老健局長通知に基づき、東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担免除の取扱い（平成23年6月16日付区長決定23中区介第393号）を実施し、以後、厚生労働省老健局介護保険計画課通知に伴い、原子力災害対策特別措置法による避難指示等対象被保険者に対し免除措置を延長している。令和5年度の免除対象者は4人であった。

5 地域支援事業

65 歳以上の高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合も可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、平成 18 年度から「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる地域支援事業を実施している。

平成 29 年 4 月から「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という。）を開始し、「介護予防事業」を再編するとともに、予防給付のうち訪問介護（訪問型サービス）と通所介護（通所型サービス）が総合事業に移行した。

（１）介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者及び 65 歳以上で地域包括支援センターで実施する基本チェックリストによりサービス事業対象者に該当した方のうち、介護予防ケアマネジメントの中で本事業の参加が有効であると認められた方を対象として実施する事業。

① 訪問による日常生活支援サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事の調理や掃除等を利用者とともにを行い、利用者の介護予防及び自立を支援する。なお、介護保険と同様に、利用者はサービス費用の 1 割から 3 割を負担する。

【令和 5 年度実績】

訪問型サービス 17,254 件（執行額 350,709,428 円）

（内訳）従前相当サービス	16,917 件
緩和（区独自）基準サービス	337 件
緩和（他市町村独自）基準サービス	0 件

② 通所による支援サービス

生活機能の維持向上のための体操やレクリエーション等の支援を日帰りでを行い、介護予防及び重度化防止等を図る。なお、介護保険と同様に、利用者はサービス費用の 1 割から 3 割を負担する。

【令和 5 年度実績】

通所型サービス 18,933 件（執行額 556,335,669 円）

（内訳）従前相当サービス	18,875 件
緩和（区独自）基準サービス	58 件

③ 短期集中予防サービス事業

短期間（3 か月程度）に生活機能の改善を図るため、機能訓練指導員等が区内の会場で実施する通所型サービス及びリハビリテーション専門職が自宅等を訪問す

る訪問型のサービスを実施した。

ア 通所型（なかの元気アップセミナー）

地域で自分らしい生活を続けるため、日常生活動作の役割や生きがいを獲得し、閉じこもり及び孤立を予防することを目的とする。実施期間は週1回・全12回・所要時間2時間程度。7か所の会場で7コース実施した。一部送迎サービスあり。

【参加人数】延 582 人

イ 訪問型（なかの元気アップ訪問）

リハビリテーション専門職が自宅等を訪問し、生活における個別課題を解決することを目的とする事業。令和5年度は、中野区リハビリテーション協議会に委託して実施した。利用者1人につき、初回より3か月以内、1回1時間、最大6回までを限度としている。

【実施状況】実施回数 71 回 利用人数 12 人

④ 住民主体サービス

ア 訪問型（シルバーサポート）

シルバー人材センター会員を派遣し、日常的な家事等の生活援助を行う。1か月につき5時間を限度とし、1時間につき200円の自己負担としている。サービス内容は掃除、買い物代行、洗濯など。

【実施状況】実利用人数 18 人 延べ利用時間数 491 時間

イ 通所型（ミニデイサービス）

高齢者会館において、週1回定期的に行われる、体操やゲーム、レクレーション、おしゃべりなど食事を含む3時間程度のミニデイサービス。

【実施状況】16 か所で実施 実利用人数 188 人

ウ 地域の自主活動団体への補助事業

住民主体サービスを行う地域の自主活動団体に対して、立ち上げ支援及び運営費の補助を行っている。

【実施状況】訪問型サービス 0 団体

通所型サービス 4 団体

その他の生活支援サービス 1 団体

⑤ 高額介護予防サービス費相当事業

介護保険高額介護（介護予防）サービス費に相当する事業を実施し、利用者の負担軽減を図る。

【令和5年度実績】 540 件（執行額 1,802,829 円）

⑥ 高額医療合算介護予防サービス費相当事業

介護保険高額医療合算介護サービス費に相当する事業を実施し、利用者の負担軽減を図る。

【令和5年度実績】 129件（執行額 2,675,972円）

（2）一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者等を対象として実施する事業。

① 介護予防普及啓発事業

介護予防の必要性・重要性を周知し、自主的な介護予防への取組み及び介護予防に対する認識の向上を目的として各種事業を実施している。

ア 「あなたの近くの通いの場マップ」の発行

短期集中予防サービス事業終了後も介護予防活動を継続し社会参加が維持されるよう、身近な地域の通いの場等の情報をまとめた「あなたの近くの通いの場マップ」を発行。地域包括支援センター等での通いの場の相談に活用している他、地域包括ケア推進課が実施する「もの忘れ検診」においても医療機関より配布している。

イ 運動器の機能向上・水中運動・認知症予防プログラム

スポーツ・コミュニティプラザにおいて、運動器の機能向上、水中運動及び認知症予防プログラムを実施している。

【参加人数】

- ・運動器の機能向上プログラム 延 1,066 人
- ・水中運動プログラム 延 331 人
- ・認知症予防プログラム 延 552 人

ウ 口腔機能・栄養向上プログラム

歯科医師会館等において、歯科医師等による、軽体操、口腔衛生、口腔機能、栄養、誤えん防止、摂食及びえん下等口腔機能向上を組み合わせたプログラム。週1回・全6回を3コース実施している。

【参加人数】延 122 人

エ 痛くならない・痛くてもできる体操教室

柔道整復師によるストレッチ、体操及び講義等（栄養学、認知症予防、誤えん・セルフケア等）を組み合わせたプログラム。週2回・全8回を6コース実施している。

【参加人数】延 216 人

オ 生活機能向上プログラム

高齢期における心身機能の低下（フレイル）を予防するために重要な3つの要素「歩く」「食べる」「考える」をテーマとしたプログラム（年12回以上）を、各

高齢者会館等 19 か所で実施している。

【開催状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会場数	19 会場	19 会場	19 会場	19 会場
延べ参加人数	2,778 人	4,122 人	4,257 人	4,661 人

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により7月から事業を開始。

※令和2年度は1月23日～3月21日の休館期間に実施を予定していた事業は中止。

カ 音響機器による介護予防事業

平成29年度より音響機器を活用した介護予防プログラムを実施している。音響機器を活用した健康体操のほか音楽重視・体操重視・脳トレと参加利用者の特性にあわせたコースを実施し、能力の向上を図っている。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	733 回	517 回	792 回	792 回	825 回
延べ参加人数	10,900 人	6,432 人	10,468 人	11,643 人	12,392 人

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により7月から事業を開始。

※令和2年度は1月23日～3月21日の休館期間に実施を予定していた事業は中止。

キ なかの元気アップ体操ひろば

民間施設を活用した高齢者が予約なしで気軽に参加できる体操の場として開催している。

また、通年でオンライン体操ひろばを開催した。

【実施状況】区内6か所 週1回30分程度 延べ参加人数5,340人

※うち1か所は会場の都合により10月末で終了

オンライン 週1回30分程度 延べ参加人数1,523人

ク 朝活体操

朝の時間帯を有効活用し、中野区立総合体育館のサブアリーナで、通年で予約なしで気軽に参加できる体操の場として開催している。7時15分～7時45分、8時～8時30分の2部構成で各回定員30名。

【参加人数】延716人

② 健康・生きがいづくり事業

一般の高齢者が身近な施設を利用して、介護予防につながる運動や講座を受ける機会を設けるとともに、意欲のある区民を介護予防の担い手として育成することを目的として高齢者会館等で実施している。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業の種類	110 種類	242 種類	238 種類	247 種類	292 種類
実施回数	1,818 回	4,032 回	5,748 回	6,637 回	6,673 回
延べ参加人数	32,494 人	37,374 人	57,904 人	73,948 人	79,177 人

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により6月から事業を開始。
※令和2年度は1月23日～3月21日の休館期間に実施を予定していた事業は中止。
※令和元年度まで高齢者会館運営の事業として実施していた「定例事業」を、令和2年度より「健康・生きがいづくり事業」に統合。令和元年度以前は定例事業の実績を含まない。

③ 介護予防に資する住民主体の活動促進助成（中野区社会福祉協議会）

住民主体のまちづくりをすすめるため、中野区社会福祉協議会が実施する高齢者の介護予防事業に取り組むボランティアグループやNPO団体への助成に対して補助を行っている。

④ 介護予防に係る地域人材育成研修

高齢者会館のスタッフや地域の介護予防に資する活動を行う支援者を対象として、趣味活動を含む、地域で活動する団体が介護予防・フレイル予防の視点を普段の活動に取り入れることで、介護予防・フレイル予防に資する活動に取り組む人の増加と団体の活動効果を高めることを目的に講習を実施した。

【参加人数】延 27 人（同内容の講習会を4回実施）

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するために、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業を実施した。また、リハビリテーション専門職及び地域包括支援センター職員を対象として、多様な予防プログラムを展開する手法を学ぶ、地域リハビリテーションセミナーを実施した。

【実施状況】

・ アセスメント支援	実施件数	39 件
・ 地域活動団体等支援	実施件数	75 件
・ 地域リハビリテーションセミナー	参加人員延	24 人（全2回）

（3）包括的支援事業

① 地域包括支援センターの運営

平成 18 年4月の介護保険制度の改正にともない、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉等の向上、生活の安定のために必要な援助、支援等を包括的に行う中核機関として地域包括支援センターを設置した。4つの生活圏域（すこやか福祉センター圏域）ごとにそれぞれ2か所、計8か所あり、保健師（又は看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職員が、地域の高齢者に関する総合的な相談を受け付ける。

〈運営方法〉

社会福祉法人等に委託

〈窓口開設時間〉

月～土曜日…午前8時30分～午後5時

日曜日・祝日・年末年始…休業（緊急時は時間外や休業日も電話で対応）

〈主な業務内容〉

総合相談・支援、介護予防マネジメント、権利擁護や虐待防止の相談支援、包括的・継続的マネジメント

担当区域及び相談人数は表53、相談内容内訳は表54のとおりである。

表53 担当区域及び相談人数 （令和5年度延べ相談人数 単位：人）

名 称	担 当 区 域	相談人数
南中野	南台全域/弥生町3～6丁目と1, 2丁目（一部）	8,332
本 町	弥生町1, 2丁目（一部）/本町5, 6丁目と1～4丁目（一部）/中央3～5丁目（一部）	4,899
東中野	本町1～4丁目（一部）/中央1, 2丁目と3丁目（一部）/東中野1, 2, 4, 5丁目/中野1丁目（一部）	4,572
中 野	中央3～5丁目（一部）/東中野3丁目/中野2, 3, 6丁目と1, 4, 5丁目（一部）/上高田全域/新井1丁目（一部）	4,160
中野北	中野4, 5丁目（一部）/新井2～5丁目（3丁目38番除く）と1丁目（一部）/松が丘全域/江原町全域/江古田1丁目（一部）/野方2丁目と1丁目（一部）/大和町1, 2丁目（一部）	5,979
江古田	新井3丁目38番/沼袋全域/江古田2～4丁目と1丁目（一部）/丸山全域/野方3, 4丁目と5, 6丁目（一部）/若宮1丁目（一部）	4,196
鷺 宮	野方1, 5丁目（一部）/大和町3, 4丁目と1, 2丁目（一部）/若宮2, 3丁目と1丁目（一部）/白鷺1丁目	5,404
上鷺宮	野方6丁目（一部）/白鷺2, 3丁目/鷺宮全域/上鷺宮全域	5,049
合 計		42,591

表54 相談内容別内訳

相談内容	構成比
介護保険関係	53%
他の機関との連携	11%
ケアマネジャー支援	4%
認知症	4%
区のサービス	2%
権利擁護	3%
予防ケアマネジメント	2%
地域支援事業	3%
実態把握訪問	2%
その他	16%

② 地域包括支援センター運営協議会

介護保険法第115条の46の規定に基づき、中野区の地域包括支援センターの公正及び中立性の確保、その他地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、中野区地域包括支援センター運営協議会を平成17年11月に設置している。

※運営協議会の協議事項

中野区地域包括支援センター運営協議会設置要綱の規定に基づき次の事項を協議する。

- ・地域包括支援センターの設置に関すること

- ・地域包括支援センターの運営の評価に関すること
- ・多機関ネットワークの構築に関すること
- ・地域包括支援センターへの人材等の支援に関すること
- ・その他、地域包括支援センターの運営に関すること

※委員構成及び任期

- ・定数は14人以内で、学識経験者2人、区内関係団体代表10人、被保険者代表2人で構成される。任期は令和6年1月までの2年間。

③ 地域ケア会議

すべての人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、見守りや医療、福祉・介護、健康づくり・予防、住まいなど、必要なサービスが包括的に提供されている体制を充実させていくため、区、区民、様々な機関が一緒になり地域の課題を明確にして、地域課題解決に向けた取組みを行っている。

区では、従来「すこやか地域ケア会議」及び「中野区地域包括ケア推進会議」を設置してきたが、令和4年度より重層的支援体制整備事業の実施に伴い、日常区民活動圏域毎に「地域ケア個別会議」を新たに設置した。各会議の役割は下表のとおり。また、地域包括ケアシステム推進に向けた具体的な課題を検討するため、「中野区地域包括ケア推進会議」に下表のとおり部会を設置している。

※推進会議の部会は、この他に一般会計で運営されるひきこもり支援部会が令和3年12月、ヤングケアラー支援部会が令和5年4月に設置されている。

【実施状況】（令和5年度）

	地域ケア個別会議（重層的支援会議、支援会議、連携会議）	すこやか地域ケア会議	中野区地域包括ケア推進会議
対象エリア	日常区民活動圏域（区民活動センター圏域）	日常生活圏域（すこやか福祉センター圏域）	中野区全域
主な役割と機能	支援に関わる関係者が参加し、複雑化・複合化した個別課題の解決策を検討 ・単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した個別事例の解決策を検討する。 ・個別事例の支援を通じて関係機関や地域の関係者との連携を図る。 ・個別事例の検討から見えてきた課題を明らかにする。	地域課題の解決策の検討、区全体として対応すべき課題を提案 ・地域ケア個別会議で出された課題を集約し、地域課題を明らかにする。 ・日常活動圏域内で解決できる地域課題や取組について検討し、地域づくり、地域資源の開発を行う。 ・区全体として検討すべき課題や対応すべき取組を推進会議に提案する。	地域力の総合的な推進 すこやか地域ケア会議から提案された課題や取組について検討を行う。 ・区における包括的な地域ケア体制の確立に向けた政策提言を行う。 ・総合プランの策定、進捗管理を行う。 ・具体的な課題を検討するため、部会を設置する。
委員構成（委員数）	アウトリーチチームの他、個別事例の対象者と関係のある地域住民や団体、支援に必要な専門職等が参加 （例） 社協地区担当、地区町会・自治会、民生児童委員、地域包括支援センター、すこやか障害者相	町会・自治会、民生児童委員、医療関係者、介護サービス事業所連絡会、社会福祉協議会、ボランティア団体、地域包括支援センター、区（18～25名）	左記団体に下記団体を加える。 友愛クラブ連合会、シルバー人材センター、警察署、消防署、支えあい協力事業所、不動産事業者、高齢者会館受託事業者、商店街連合会、東京商工会議所中野支部、学識経

	談支援事業所、生保ケースワーカー、児童館職員、児童相談所相談員 等		験者（32 名）
開催回数	計 54 回	計 12 回	3 回

部会名	在宅療養推進部会
委員数	16 人
検討課題	認知症も含めた在宅療養を支える体制の構築について検討
開催回数	3 回

④ 在宅医療・介護連携推進

区内の在宅医療と介護に関わる多職種が連携を図り、在宅療養の必要な区民が地域で安心して生活できるよう、適切な支援体制の構築を進めている。

ア 在宅療養相談窓口

在宅療養の推進のために区役所内に在宅療養相談窓口を開設している。在宅療養者本人、家族、関係機関からの相談を受けながら、情報の提供、医療介護情報の蓄積、関係機関との連携を強化する。

【相談実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	293 件	361 件	320 件

イ 在宅療養講演会

【実施状況】テーマ：「口から食べられなくなったらどうしますか？」

参加者数：28 人

ウ 在宅療養支援者研修会

【実施状況】テーマ：「がん治療を支える支援者としてお金や制度について学ぶ」

参加者数：32 人（オンライン開催）

⑤ 認知症施策推進

認知症を早期に発見し、適切な介護や医療サービスを提供するとともに、認知症があっても安心して在宅で過ごせる「認知症にやさしい地域づくり」を目指している。

ア 認知症講演会

一般区民向けに認知症に関するテーマの講演会を実施。令和5年度より在宅療養講演会と統合した。

イ 認知症サポーター養成講座等

認知症高齢者をはじめとした、認知症への理解・普及啓発をすすめるため、地域のグループ・団体等を対象に認知症サポーター養成講座を実施している。また、認知症サポーター養成講座を受講後、さらに認知症の知識を深め、認知症に関する地域活動をしたい方を対象に認知症サポートリーダー養成講座を実施している。

【開催状況】

・ 認知症サポーター養成講座

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	58回	59回	66回
延べ参加人数	885人	1,141人	1,087人

・ 認知症サポートリーダー養成講座

実施回数：1回（講座2日間＋ボランティア体験1回）

サポートリーダー登録者数：12人

ウ 認知症パンフレットの発行

「中野区版認知症ケアパス（人生100年時代への備え！認知症あんしんガイド）」を発行し、普及啓発を図っている。

エ 認知症早期発見・早期対応事業

区の職員（認知症支援コーディネーター）が窓口となり、地域拠点型認知症疾患医療センター（浴風会病院）の認知症アウトリーチチームと連携して、困難事例への対応を行っている。

オ 認知症初期集中支援チーム

地域包括支援センターで把握した認知症が疑われるケースを、区の保健師と福祉職がチームとなって訪問し、ケースを取り巻く状況を把握しアセスメントする。そのケースを、医師会に委託した認知症アドバイザー医と専門医も参加する認知症初期集中支援チーム員会議にかけ、集中的に関わることで課題解決を目指している。

【実施状況】相談受理：24人（実人数）、チーム員訪問：延21件

チーム員会議：年間10回

カ 多職種の認知症対応力・連携強化

認知症に関わる多職種を対象に、認知症対応力・連携強化のため「医療・介護関係者のための認知症対応ガイドブック」（改訂版）2022 を発行し配布している。

キ 認知症予防講演会

現在の認知機能を把握し、認知症予防の取組みに繋げる講演会を実施している。

【実施状況】 テーマ：脳いきいき講座

参加者数：136 人（8 コース実施）

ク なかのオレンジカフェ支援事業

地域住民、NP0 法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等の様々な主体が運営するオレンジカフェ（認知症カフェ）の登録制度を設け、登録カフェに対し運営、広報等の支援を行っている。

なかのオレンジカフェ登録数（令和5年度末現在）：19か所

ケ もの忘れ相談会

区役所1階ロビーにて、認知症のケアに関わる専門相談員による高齢者認知症と若年性認知症の合同個別相談会を行っている。

【実施状況】 実施回数：13回

高齢者認知症相談数 139件 若年性認知症相談数 9件

⑥ 生活支援サービス体制整備

介護予防・日常生活支援総合事業における、生活支援サービスの担い手を養成する講座及び住民主体サービスを提供できる団体等の立上げを目指した地域支援実践講座を実施している。

- ・ 高齢者生活支援サービス担い手養成講座

【実施状況】 24 回、延べ参加人数 310 人

- ・ 地域支援実践講座

- ・ まち歩き及び交流会「大人の遠足」

【実施状況】 参加人員 12 人

- ・ ダーツ体験会

【実施状況】 参加人員 37 人（全2回）

(4) 任意事業

① 高齢者成年後見制度利用支援

認知症高齢者等判断能力が不十分な方の権利や財産を守ることを目的とし、成年後見制度を利用するにあたり申立人がいない場合に、区長が家庭裁判所に対し、後見開始等の審判請求を行う。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申立件数	13 件	34 件	39 件	37 件	32 件

なお、本人が低所得者のために、後見人等報酬費用を支払うことができない場合には、中野区成年後見人等費用助成要綱に基づき当該報酬費用の一部を助成する制度がある。

② 介護給付費通知の実施

介護サービス提供事業者からのサービス費用請求内容を記載した通知を、サービス利用者に送付し、内容の確認を行うことにより給付適正化を図っている。

通知対象者は介護保険サービス利用者であり、通知内容は、サービスの利用年月、サービス提供事業者名及び種類、日数、費用額、利用者負担額である。

【実績】

対象年度	発送時期	通知対象	発送件数
令和元年度	3 月	10、11 月利用分	11,462 件
令和2年度	3 月	10、11 月利用分	11,431 件
令和3年度	3 月	10、11 月利用分	11,578 件
令和4年度	3 月	10、11 月利用分	10,792 件
令和5年度	3 月	10、11 月利用分	11,762 件

③ 住宅改修理由書作成助成

住宅改修について専門性を有するケアマネジャー等が、居宅介護サービスを利用していない要介護等認定者の住宅改修に際し、住宅改修が必要な理由書を作成した場合の費用の一部を助成する。

【実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	15 件	21 件	8 件	16 件	12 件

④ ケアプラン点検

ケアプランの質の向上を目指すとともに健全な介護給付の実現と適正化を図る。

【実施内容】

- ・面談によるケアプラン点検 実施件数 24 件
- ・ケアプラン質の向上検討会 開催回数 8 回

⑤ 家族介護教室

認知症高齢者等、介護の必要な方を抱える家族を対象に、介護方法を学び家族間の交流を図ることを目的として実施している。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	16回 (4会場)	17回 (4会場)	16回 (4会場)	16回 (4会場)	16回 (5会場)
延べ参加人数	152人	204人	102人	89人	92人

⑥ 徘徊高齢者探索サービス

認知症による徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する方に対し、GPS を利用した探索システムで徘徊時の位置情報を提供することにより、徘徊高齢者の早期発見と安全の確保を図り、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図るために実施している。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員	37人	33人	41人	39人	35人
延べ利用者人数	294人	314人	309人	337人	331人

⑦ 介護サービス事業者育成支援

介護サービス事業者の質の向上、適正なサービス提供の支援を目的とし、介護サービス事業者への研修を実施している。

【介護サービス事業者等研修実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	15回	15回	15回	15回	15回
参加事業所数	716事業所	554事業所	623事業所	672事業所	540事業所
参加人員	857人	819人	981人	1,048人	878人

※研修の詳細は 55・56 ページの「③研修の実施」を参照。

⑧ 高齢者福祉住宅生活援助

高齢者が地域で自立した生活ができることを目的とし、中野区立高齢者用福祉住宅及び都営シルバーピアにおいて、生活援助員を設置している。生活援助員は、入居者に対して生活指導・相談、安否の確認、緊急時の対応等のサービスを行う。

【生活援助員設置住宅一覧】 (令和6年3月現在)

住宅名	戸数
中野区立福祉住宅「のがた苑」	20戸
中野区立福祉住宅「第二昴館」	13戸
都営シルバーピア「上鷺宮二丁目アパート」	20戸

6 介護保険料

(1) 第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の取扱い

介護保険の被保険者は、中野区に住所を有する 65 歳以上の第1号被保険者と、40 歳以上 65 歳未満の医療保険に加入している第2号被保険者に区分され、保険料の徴収方法において取扱いが異なる。第1号被保険者の保険料は保険者である中野区が賦課・徴収し、第2号被保険者の保険料は加入している医療保険の保険者が医療保険の保険料と併せて徴収している。

(2) 第1号被保険者の保険料

区が徴収する第1号被保険者の保険料は、3 年を1期とする介護保険事業計画期間（以下、この項において「計画期間」という。）ごとに、被保険者数や介護保険事業に要する経費等から勘案して基準額を設定し、負担能力に応じた負担を求める視点から住民税課税状況や所得に応じた保険料率を設定することにより決まる。原則として、同一の計画期間内には同一の保険料率が用いられる。

平成 15 年度からの介護保険料改定の経緯は、おおむね次のとおりである。

① 平成 15 年度から平成 17 年度（第2期計画期間）

年間収入に占める保険料の負担割合が第4・第5段階に比べ第1・第2段階の方が大きい状況を緩和するため、段階を6段階に増やし、各段階の料率の変更を行った（保険料の基準額（年額）は 40,800 円）。

② 平成 18 年度から平成 20 年度（第3期計画期間）

制度改正により第2段階の細分化と第8段階の新設を行うことでより応能的な負担を求めることとし、同時に平成 17 年税制改正に伴う激変緩和措置を平成 20 年度までの3年間に限りとることとした（保険料の基準額（年額）は 48,600 円）。

③ 平成 21 年度から平成 23 年度（第4期計画期間）

保険料段階区分を 12 段階に増やし、応能負担を更に強く求める保険料設定を行った。また、介護報酬増額改定に伴う保険料増額への影響を軽減するために「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」を活用し、併せて経済状況等の保険料増額への影響を軽減するために「介護給付費準備基金」を活用した（保険料の基準額（年額）は 48,900 円）。

④ 平成 24 年度から平成 26 年度（第5期計画期間）

第4期の最高段階（第12段階）を細分化することにより、所得の高い層からの負担をきめ細かく設定する一方、制度改正による第3段階の細分化と特例第4段階

の維持により低所得者層にも配慮した。また、保険料増額への影響をなるべく抑えるため、「財政安定化基金交付金」及び「介護給付費準備基金」を活用した（保険料の基準額（年額）は 63,190 円）。

⑤ 平成 27 年度から平成 29 年度（第 6 期計画期間）

制度改正に伴い、第 1 段階と第 2 段階を統合するとともに新第 2 段階までの料率を引き下げる一方、第 5 段階以上の料率を引上げるにより、保険料の基準額の上昇を抑える工夫を行った。

併せて「介護給付費準備基金」の算入により保険料増額への影響を軽減した（保険料の基準額（年額）は 67,973 円）。

⑥ 平成 30 年度から令和 2 年度（第 7 期計画期間）

第 6 期の最高段階（第 15 段階）を細分化することにより、所得の高い層からの負担をきめ細かく設定し、保険料の基準額の上昇を抑える工夫を行った。

併せて「介護給付費準備基金」の算入により保険料増額への影響を軽減した（保険料の基準額（年額）は 68,709 円）。

⑦ 令和 3 年度から令和 5 年度（第 8 期計画期間）

第 7 期に設定した保険料段階を継続することで、保険料の基準額の上昇を抑えた。また、「介護給付費準備基金」の算入により保険料増額への影響を軽減した（保険料の基準額（年額）は 68,710 円）。

なお、令和元年 10 月 1 日からの消費税増税の影響により、令和元年度の介護保険料について第 1 ～ 3 段階に対して軽減を図り、令和 2 年度においてその影響が通年に及ぶため、さらに軽減措置を図った。令和 5 年度においてもこの軽減措置を継続している。

第 7 期計画期間から、第 8 期計画期間への介護保険料改定その内容は表 55、第 8 期計画期間における所得段階別保険料は表 56 のとおりである。

表 55 保険料改定の比較

【第 7 期】※計画策定当初（平成 30 年）

保険料段階		料率	年額	月額
第 1 段階	生保 受給	0.45	30,900	2,575
	80 万 以下			
第 2 段階	120 万 以下	0.60	41,200	3,433
第 3 段階	120 万を 超える	0.70	48,000	4,000
第 4 段階	80 万 以下	0.85	58,400	4,866
第 5 段階	80 万を 超える	1.00	68,700	5,725
第 6 段階	125 万 未満	1.10	75,500	6,291
第 7 段階	150 万 未満	1.20	82,400	6,866
第 8 段階	200 万 未満	1.35	92,700	7,725
第 9 段階	350 万 未満	1.50	103,000	8,583
第 10 段階	500 万 未満	1.70	116,800	9,733
第 11 段階	700 万 未満	2.00	137,400	11,450
第 12 段階	1000 万 未満	2.30	158,000	13,166
第 13 段階	1500 万 未満	2.60	178,600	14,883
第 14 段階	2000 万 未満	3.00	206,100	17,175
第 15 段階	2500 万 未満	3.50	240,400	20,033
第 16 段階	3000 万 未満	3.60	247,300	20,608
第 17 段階	3000 万 以上	3.80	261,000	21,750

【第 8 期】

保険料段階		料率	年額	月額
第 1 段階	生保 受給	0.30	20,600	1,716
	80 万 以下			
第 2 段階	120 万 以下	0.35	24,000	2,000
第 3 段階	120 万を 超える	0.65	44,600	3,716
第 4 段階	80 万 以下	0.85	58,400	4,866
第 5 段階	80 万を 超える	1.00	68,700	5,725
第 6 段階	125 万 未満	1.10	75,500	6,291
第 7 段階	150 万 未満	1.20	82,400	6,866
第 8 段階	200 万 未満	1.35	92,700	7,725
第 9 段階	350 万 未満	1.50	103,000	8,583
第 10 段階	500 万 未満	1.70	116,800	9,733
第 11 段階	700 万 未満	2.00	137,400	11,450
第 12 段階	1000 万 未満	2.30	158,000	13,166
第 13 段階	1500 万 未満	2.60	178,600	14,883
第 14 段階	2000 万 未満	3.00	206,100	17,175
第 15 段階	2500 万 未満	3.50	240,400	20,033
第 16 段階	3000 万 未満	3.60	247,300	20,608
第 17 段階	3000 万 以上	3.80	261,000	21,750

表 56 第 8 期計画期間における所得段階別保険料（年額）

所得段階	区 分	料率	保険料年額
第 1 段階	本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、または本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が特別区民税非課税。	0.30	20,600
	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円以下。		
第 2 段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下。	0.35	24,000
第 3 段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が 120 万円を超えている。	0.65	44,600
第 4 段階	本人が特別区民税非課税で他の世帯員が特別区民税課税。本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下。	0.85	58,400
第 5 段階	本人が特別区民税非課税で他の世帯員が特別区民税課税。本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超えている。	1.00	68,700
第 6 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満。	1.10	75,500
第 7 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 150 万円未満。	1.20	82,400
第 8 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 150 万円以上 200 万円未満。	1.35	92,700
第 9 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 350 万円未満。	1.50	103,000
第 10 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 350 万円以上 500 万円未満。	1.70	116,800
第 11 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満。	2.00	137,400
第 12 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満。	2.30	158,000
第 13 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満。	2.60	178,600
第 14 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 1,500 万円以上 2,000 万円未満。	3.00	206,100
第 15 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 2,000 万円以上 2,500 万円未満。	3.50	240,400
第 16 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 2,500 万円以上 3,000 万円未満。	3.60	247,300
第 17 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 3,000 万円以上	3.80	261,000

(3) 第1号被保険者の所得段階別内訳

各年度末現在における第1号被保険者の所得段階別被保険者数は表57のとおりである。

表57 所得段階別第1号被保険者数 (単位：人、%)

	第8期介護保険事業計画期間					
	令和3年度末		令和4年度末		令和5年度末	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
第1段階	14,267	20.9%	13,919	20.5%	13,945	20.6%
第2段階	4,757	7.0%	4,778	7.0%	4,862	7.2%
第3段階	4,341	6.4%	4,318	6.4%	4,334	6.4%
第4段階	7,228	10.6%	6,893	10.2%	6,639	9.8%
第5段階	5,704	8.3%	5,644	8.3%	5,618	8.3%
第6段階	8,353	12.2%	8,332	12.3%	8,455	12.5%
第7段階	2,963	4.3%	3,039	4.5%	2,976	4.4%
第8段階	5,218	7.6%	5,076	7.5%	4,975	7.3%
第9段階	7,467	10.9%	7,392	10.9%	7,715	11.4%
第10段階	3,097	4.5%	3,084	4.5%	3,121	4.6%
第11段階	1,696	2.5%	1,789	2.6%	1,789	2.6%
第12段階	1,136	1.7%	1,172	1.7%	1,061	1.6%
第13段階	840	1.2%	1,021	1.5%	862	1.3%
第14段階	412	0.6%	437	0.6%	458	0.7%
第15段階	240	0.4%	240	0.4%	244	0.4%
第16段階	165	0.2%	175	0.3%	159	0.2%
第17段階	459	0.7%	501	0.7%	578	0.9%
合計	68,343	100%	67,810	100%	67,791	100%

(4) 第1号被保険者の保険料の減免(介護保険条例第24条第1項該当の一般減免)

震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたなど減免要件に該当し、やむをえない理由があると認めるときに適用される。令和5年度の承認件数は14件である。

(5) 第1号被保険者の保険料の減額(中野区の独自減額)

生活に困窮し、介護保険料の納付が困難な方に対して、平成15年度から区独自の保険料の減額制度を導入し、平成18年度からは第1段階から第3段階に属している方を対象に実施している。

減額の要件（収入のほか、資産などが一定の条件）に該当した場合に適用される。
令和5年度の減額承認件数は、表58のとおりである。

表58 令和5年度の保険料減額承認決定状況 (単位：件、円)

区分	基本額	減額後の保険料	件数	減額調定額
1段階	20,600	10,300 第1段階の保険料額×1/2	17	175,100
2段階	24,000	12,000 第2段階の保険料額×1/2	2	24,000
3段階	44,600	24,000 第2段階の保険料額	1	24,000
合 計			20	223,100

(6) 第1号被保険者の徴収方法別収納状況

第1号被保険者の保険料は、原則として老齢（退職）年金、遺族年金・障害年金から予め保険料を天引きする方法（特別徴収）により徴収するが、年金の年額が18万円未満の場合や年度途中で65歳に到達した場合等は、区が送付する納付書又は口座振替により保険料を納付する方法（普通徴収）により徴収する。なお、平成18年7月より介護保険料のコンビニエンスストアでの収納を開始した。さらに収入率の向上を図るため、令和3年度からキャッシュレス決済の導入として、「LINE Pay」「Pay Pay」「au PAY」「d払い」「J-Coin Pay」での請求書払いを開始した。

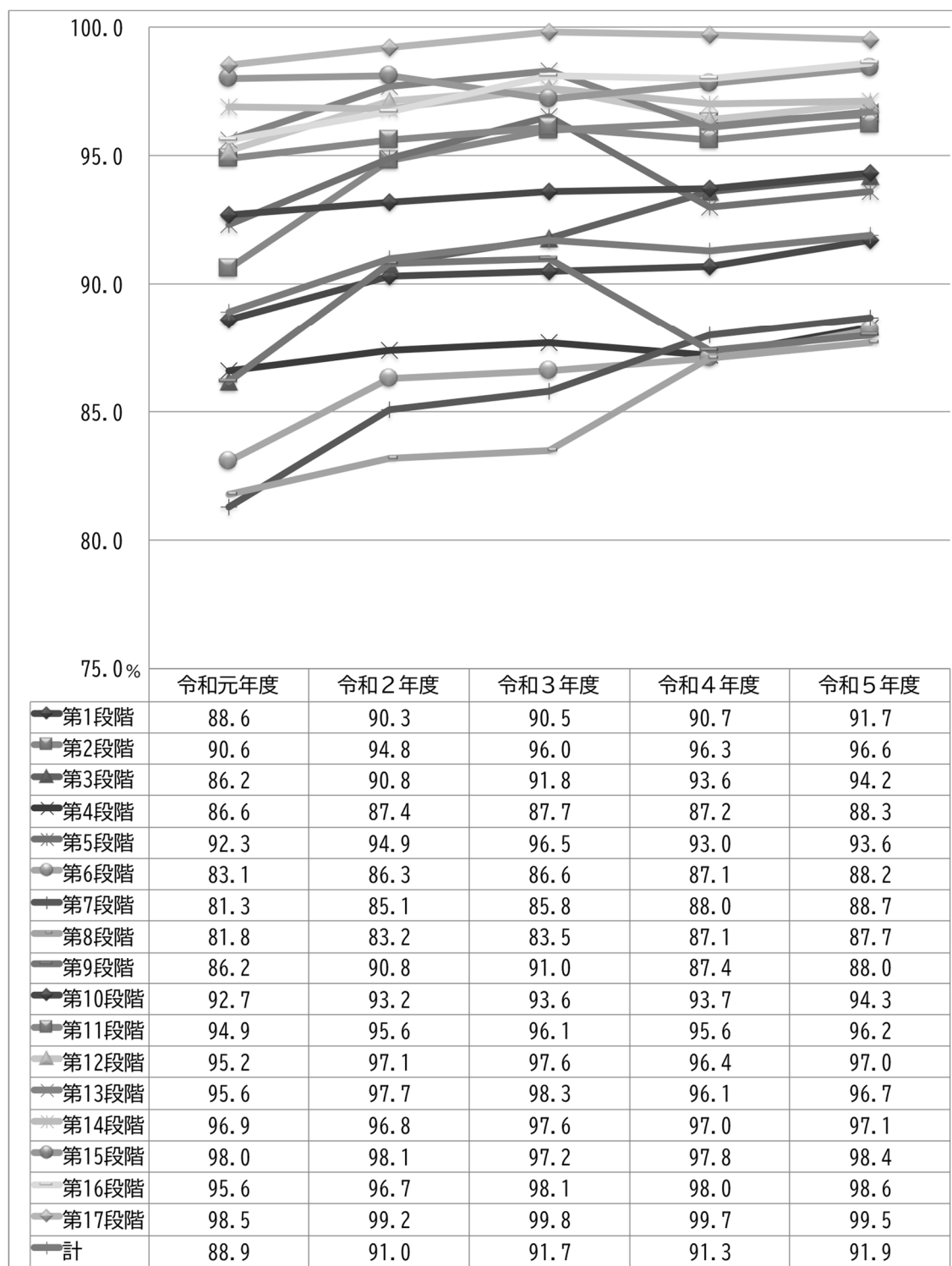
所得段階別の特別徴収対象者及び普通徴収対象者の人数は表59のとおりである。

表59 所得段階別特別徴収対象者数・普通徴収対象者数 (単位：人、%)

区分	第8期介護保険事業計画期間								
	令和3年度末			令和4年度末			令和5年度末		
	特別徴収	普通徴収	計	特別徴収	普通徴収	計	特別徴収	普通徴収	計
第1段階	9,521	4,746	14,267	9,504	4,415	13,919	9,448	4,497	13,945
第2段階	4,192	565	4,757	4,590	188	4,778	4,664	198	4,862
第3段階	3,991	350	4,341	4,204	114	4,318	4,209	125	4,334
第4段階	6,159	1,069	7,228	5,587	1,306	6,893	5,319	1,320	6,639
第5段階	5,578	126	5,704	5,537	107	5,644	5,512	106	5,618
第6段階	7,431	922	8,353	7,339	993	8,332	7,400	1,055	8,455
第7段階	2,634	329	2,963	2,678	361	3,039	2,640	336	2,976
第8段階	4,585	633	5,218	4,382	694	5,076	4,225	750	4,975
第9段階	6,559	908	7,467	6,266	1,126	7,392	6,414	1,301	7,715
第10段階	2,681	416	3,097	2,599	485	3,084	2,529	592	3,121
第11段階	1,443	253	1,696	1,436	353	1,789	1,400	389	1,789
第12段階	916	220	1,136	892	280	1,172	802	259	1,061
第13段階	664	176	840	770	251	1,021	588	274	862
第14段階	310	102	412	308	129	437	313	145	458
第15段階	182	58	240	172	68	240	166	78	244
第16段階	121	44	165	126	49	175	117	42	159
第17段階	343	116	459	380	121	501	422	156	578
合計(人)	57,310	11,033	68,343	56,770	11,040	67,810	56,168	11,623	67,791
比率(%)	83.8	16.2	100.0	83.7	16.3	100.0	82.9	17.1	100.0

普通徴収の所得段階別収入率はグラフ 60 のとおり推移している。

グラフ 60 普通徴収の所得段階別収入率の推移



第1号被保険者の介護保険料の収納状況は表61のとおりである。

表61 第1号被保険者保険料収納状況

〔調定額の推移〕

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別徴収調定額	4,193,581	4,006,881	4,018,109	4,043,434	3,986,781
普通徴収調定額	723,717	784,395	766,359	748,740	778,229
滞納繰越分普通徴収調定額	150,845	158,615	169,831	150,377	135,142
合 計	5,068,143	4,949,891	4,954,299	4,942,551	4,900,152

〔収入額の推移（還付未済額を含む）〕

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別徴収収入額	4,207,013	4,020,151	4,033,066	4,059,657	4,003,709
普通徴収収入額	643,505	713,501	702,780	683,419	715,566
滞納繰越分普通徴収収入額	26,890	30,562	29,197	22,138	21,506
合 計	4,877,408	4,764,214	4,765,043	4,765,214	4,740,781

〔収入率の推移〕

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
現年度分特別徴収保険料	100.3%	100.3%	100.4%	100.4%	100.4%
現年分普通徴収保険料	88.9%	91.0%	91.7%	91.3%	91.9%
滞納繰越分普通徴収保険料	17.8%	19.3%	17.2%	14.7%	15.9%
合 計	96.2%	96.2%	96.2%	96.4%	96.7%

7 介護サービス事業所

(1) 介護サービス事業所数（令和6年3月現在）

※休止中の事業所を除く

区 分		事業所・施設数
居宅サービス		合 計 320
○	介護予防支援	8
○	居宅介護支援	71
	訪問介護	77
	（予防）訪問入浴介護	3
	（予防）訪問看護	39
	（予防）訪問リハビリテーション	11
	通所介護	28
	（予防）通所リハビリテーション	11
	（予防）短期入所生活介護	12
	（予防）短期入所療養介護	2
	（予防）特定施設入居者生活介護	20
	（予防）福祉用具貸与	19
	特定福祉用具販売	19
地域密着型サービス		合 計 94
○	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3
○	夜間対応型訪問介護	1
○	地域密着型通所介護	51
○	（予防）認知症対応型通所介護	10
○	（予防）小規模多機能型居宅介護	6
○	看護小規模多機能型居宅介護	1
○	（予防）認知症対応型共同生活介護	22
施設サービス		合 計 15
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	12
	介護老人保健施設	2
	介護医療院（介護療養型医療施設からの転換）	1

○…中野区が指定する介護サービス種別

(2) 介護予防支援

要支援の認定を受けた方及び事業対象者の判定を受けた方が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービス計画を作成する介

介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業を実施する介護予防支援事業所を区が指定している。中野区内には介護予防支援事業所として8か所の地域包括支援センターが指定されている。

介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業は、一部業務を指定居宅介護支援事業所に委託することができる。

(3) 居宅介護支援

高齢者が可能な限り居宅において自立した日常生活が営めるよう、居宅介護支援事業所を区が指定している。

居宅介護支援事業所では、利用者の依頼に基づき介護支援専門員がケアプランを作成するとともに、作成したケアプランに基づいた適切なサービスが提供されるよう、利用者や家族、病院、介護サービス事業者との連絡・調整を行っている。

(4) 地域密着型サービス

高齢者が介護を必要とする状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、身近な地域でサービスを提供する事業所を区が指定している。

中野区内には地域密着型サービス事業所として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、(予防)認知症対応型通所介護、(予防)小規模多機能型居宅介護、(予防)認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護が指定されている。

日常生活圏域別の開設状況（令和6年3月現在）

区 分	南部		中部		北部		鷺宮		合計	
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
認知症対応型共同生活介護	4	72	5	99	7	114	6	90	22	375
地域密着型通所介護	6	84	18	223	17	210	11	134	52	651
認知症対応型通所介護	2	15	3	58	4	46	2	36	11	155
小規模多機能型居宅介護	1	29	2	58	2	53	1	29	6	169
看護小規模多機能型居宅介護	1	29	0	0	0	0	0	0	1	29
夜間対応型訪問介護	箇所数2（全域）								2	—
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	箇所数4（全域）								4	—

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援の認定を受けた方及び事業対象者の判定を受けた方が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを提供する事業所を区が指定している。

① 予防訪問サービス

専門的な資格を有する訪問介護員が掃除や食事の準備等を行う「生活援助」及び入浴・排泄介助等を行う「身体介護」を提供するサービス。

② 生活援助サービス

専門的な資格を有する訪問介護員に加え、区が定めた研修の修了者が掃除や食事の準備等を行う「生活援助」を提供するサービス。

③ 予防通所サービス

生活相談員、看護師及び機能訓練指導員等が利用者の生活機能の維持又は向上のため、日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。

④ 活動援助サービス

予防通所サービスの人員基準等が一部緩和されており、利用者の生活機能の維持のため、デイサービス、運動、レクリエーション等を行うサービス。

介護予防・日常生活支援総合事業事業所数（令和6年3月現在）

区 分	事業所数
予防訪問サービス	57
生活援助サービス	31
予防通所サービス	66
活動援助サービス	1
合 計	155

（6）施設整備の進捗状況

① 第8期事業計画期間内の整備の進捗状況

	第8期事業計画整備目標		第8期事業計画期間内の整備（採択）数 （令和6年3月末現在）	
	施設数	定員	施設数	定員
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	—	1	—
（看護）小規模多機能型居宅介護	1	29	0	0
認知症対応型共同生活介護	4	72	2	54
認知症対応型共同通所介護	0	0	0	0
特別養護老人ホーム	1	100	0	0
ショートステイ	—	10	0	0

（7）江古田の森保健福祉施設 ※PFI 事業

江古田の森保健福祉施設の整備・運営事業事業権契約に基づき中野区と社会福祉法人南東北福祉事業団は、江古田の森保健福祉施設の整備・運営事業協議会を設置し、運営事業について協議している。委員は社会福祉法人南東北福祉事業団3人、中野区3人の計6人で構成され、令和5年度は運営協議会を2回開催した。

8 介護保険の円滑な利用のための各種施策

(1) 事業者支援等

介護サービスの質の向上を図り適正なサービスを提供するため、介護保険事業者に対し、介護従事者の定着支援や、職種・職層に応じた研修等を実施している。

① 介護従事者定着支援事業の実施

ア 介護福祉士受験手数料助成

介護保険施設等の介護従事者に対し、介護福祉士受験費用を助成している。

【実施状況】 助成人数：36 人

イ 初任者研修受講費用助成

介護保険施設等の介護従事者に対し、初任者研修受講費用を助成している。

【実施状況】 助成人数：21 人

ウ 実務者研修受講費用助成

介護保険施設等の介護従事者に対し、実務者研修受講費用を助成している。

【実施状況】 助成人数：30 人

② 介護人材確保のための助成（介護の魅力発信事業）

平成 29 年度より、中野区介護サービス事業所連絡会が運営する介護の魅力発信事業に対する助成を行っている（上限 250,000 円）。

【実施状況】

介護の魅力を発信するためのホームページ運用費用等について助成を行った。

③ 研修の実施

ア 介護サービス事業所職員研修

介護サービス事業所の職員を対象に、サービスの質の向上や定着・育成支援を目的として、キャリアアップを図るための研修を実施している。

【実施状況】

研修名	実施回数	延べ参加人数
管理者研修	1 回	34 人
中堅職員研修	1 回	20 人
新任研修	1 回	11 人
介護従事者研修	4 回	126 人

イ 訪問介護事業所サービス提供責任者研修

サービス提供責任者の役割と実務、医師会との共催による医学知識などの内容で研修を実施している。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	2回	2回	2回	2回	2回
延べ参加人数	123人	159人	149人	174人	154人

※1回は、「エ ケアマネジャー研修」にも含む。

ウ 介護従事者育成研修

介護保険施設や介護サービス事業所の介護職員を対象に、燃え尽きないための心のケア研修を実施している。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業者数	34所	22所	32所	30所	25所
延べ参加人数	38人	30人	53人	39人	36人

エ ケアマネジャー研修

居宅介護支援事業者のケアマネジャーに対して、介護を必要とする利用者への適正かつ効果的なケアを行うための運営基準や費用額の算定、認知症高齢者のケアプラン作成、医師会との共催による医学知識など、ケアマネジメント能力の向上を目指した研修を実施している。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	4回	5回	4回	4回	4回
延べ参加人数	457人	482人	534人	459人	552人

※平成25年度より1回は、「イ 訪問介護事業所サービス提供責任者研修」と同時開催。

オ 虐待に関する研修

介護保険施設や介護サービス事業所の介護従事者に対して、高齢者虐待について早期発見や対応についての研修を実施している。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所	48所	45所	66所	60所	48所
延べ参加人数	54人	45人	96人	87人	79人

④介護人材の確保・育成支援

ア 介護に関する入門的研修

介護の仕事に興味を持つ介護未経験者に対して、介護分野の多様な人材の確保及び生活支援サービスの従事者の養成を目的として実施している。

【実施状況】

	令和3年	令和4年度	令和5年度
実施回数	2回	2回	2回
修了者数	11人	49人	55人

イ おしごと相談会

介護に関する入門的研修の修了者に対して、区内の介護事業所等との相談会を行い、訪問介護事業者が提供する介護予防・日常生活支援総合事業における生活援助サービスや通所、居住、施設系サービスの介護職員としての雇用に繋げることを目的として実施している。

【実施状況】

	令和3年	令和4年度	令和5年度
実施回数	2回	2回	2回
参加者数	10人	30人	52人

⑤ 地域包括支援センターによるケアマネジャー支援

ア 個別ケースにおけるケアマネジャー支援

地域包括支援センターでは、高齢者ひとりひとりの状態の変化に対応した長期的なケアマネジメントを支援するため、ケアマネジャーの日常的な相談・指導にあたり、対応能力の向上に努めている。

【支援実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアマネジャー支援	4,391件	4,541件	4,443件	3,685件	4,564件
他機関関連相談	11,182件	11,239件	13,488件	9,178件	8,991件

イ ケアマネジャー支援関連事業

ケアマネジメント能力の向上や、生活圏域ごとのケアマネジャーの交流のための研修等を、単独又は他の地域包括支援センターと共同して実施している。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	128回	75回	109回	117回	149回
延べ参加人数	2,809人	879人	1,891人	1,669人	1,614人

⑥ 中野区介護サービス事業所連絡会への支援

中野区内の介護サービス事業所が、相互の交流と連帯により、サービス水準の維持、向上を図るとともに、社会的サービス制度の改革などに資する活動を行うことを目的として設立し、毎月運営会議を開催している。また、サービス種別毎の部会活動も活発である（介護支援専門員部会、訪問介護部会、通所介護部会、グループホーム部会、福祉用具・住宅改修部会、訪問看護部会、小規模多機能型居宅介護部会、介護老人福祉施設部会）。

区では、介護サービス事業所研修を共催で実施するとともに、部会との連携を深め、定期的な情報提供や意見交換等を行っている。

また、平成29年度より中野区介護サービス事業所連絡会が運営する介護の魅力発信事業に対し、費用助成を行っている（上限250,000円）。

(2) 介護保険サービス事業者への指導

介護サービス事業所の適正な運営とサービスの質の向上を図ることを目的として、主に区の指定する介護サービス事業所を対象に、事業所を実地に訪問して事業所の運営状況やサービスの提供状況を確認のうえ改善の指導を行う運営指導、事業種別ごとに事業所を集めて講義形式で事業所の運営等に関する指導を行う集団指導を行っている。

表 62-1 運営指導介護サービス種別事業所数 (単位：所)

	居宅介護支援	介護予防支援	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	(看護)小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	訪問介護	通所介護	合計
令和5年度	14	0	0	0	24	2	4	8	3	1	0	0	56
令和4年度	16	0	0	0	18	5	0	12	0	0	0	0	51

表 62-2 集団指導介護サービス種別事業所数 (単位：所)

	居宅介護支援等	通所介護等	訪問介護等	グループホーム	小規模多機能等	合計
令和5年度	83	50	49	18	6	206
令和4年度	91	51	58	19	6	225

居宅介護支援等・・・居宅介護支援、予防介護支援、他介護支援専門員が所在する事業所

通所介護等・・・地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所介護

訪問介護等・・・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問介護

グループホーム・・・認知症対応型共同生活介護

小規模多機能等・・・(看護)小規模多機能型居宅介護

(3) 事故報告

介護サービスの提供に伴い発生した事故について、サービス提供事業者からの報告を受けている。区は事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行い、事故の再発防止を図っている。また、頻回する事象については、集団指導の場等を活用して他の事業者へ情報を提供して同様の事故の再発防止を図っている。

表 63 介護サービス別事故報告件数 (単位：件)

サービス種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設サービス	98	119	181	267	201
居宅サービス等	345	435	457	858	531
合計	443	554	638	1125	732

(4) 苦情調整

介護保険に関する苦情を受け付け、申立者に説明と助言を行うとともに、当事者間の調整、関係機関への引継ぎ等を行い、問題の解決を図っている。

苦情申立人別の件数、苦情の内容とその対応状況については表 64 から表 66 のとおり。

表 64 苦情申立人別の内訳

(単位：件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本人	80	75	65	67	43
家族	46	50	42	53	47
ケアマネジャー	1	1	3	8	7
事業者・施設	11	15	8	10	13
その他	5	12	10	13	8
合 計	143	153	128	151	118

苦情の内容とその対応状況の推移は、表 65 及び表 66 のとおりである。

表 65 苦情内容別内訳

(単位：件)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①要介護認定	6	15	12	12	22
②保険料	38	14	28	40	17
③ケアプラン	0	8	9	3	10
④サービス提供・保険給付	73	53	39	64	32
(●サービスの種類（予防含む	(73)	(53)	(39)	(64)	(32)
④再掲) 居宅介護支援	13	15	7	18	5
訪問介護	9	8	15	15	3
その他	51	30	17	31	24
(●苦情内容	(73)	(53)	(39)	(64)	(32)
④再掲) サービスの質	22	20	16	15	9
従事者の態度	17	12	11	13	8
利用者負担	2	2	0	4	1
その他	32	19	12	32	14
⑤その他	26	63	40	32	37
合 計	143	153	128	151	118

表 66 苦情への対応

(単位：件)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①申立者に説明・助言	111	78	70	78	49
②当事者間を調整等	29	48	12	24	16
③他機関を紹介等	0	6	2	6	9
④その他	3	21	44	43	44
合 計	143	153	128	151	118

(5) 東京都介護保険審査会への審査請求状況

令和5年度に区が行った要介護等認定などの行政処分に対する「東京都介護保険審査会」への審査請求件数は4件であった。

（６）介護給付費準備基金

介護給付費準備基金は、１事業計画期間（３年間）を通じての介護保険財政の安定的な運営を支えるため、平成 12 年 4 月の介護保険制度開始時に設置された。

第 1 号被保険者の介護保険料は、３年間の介護給付費用等の推計を基に算出され、納付された介護保険料は、介護給付費の一定割合（令和 5 年度は約 23%）に充当される。

この介護保険料収入が、介護給付費に充当すべき介護保険料相当分を上回った場合には介護給付費準備基金に積み立てられ、下回った場合には不足分について介護給付費準備基金を取り崩す。

このような運用により、介護保険の収支を均衡させ、同時に後年度の費用不安に備える機能をもっている。

第 2 期介護保険事業計画期間（平成 15～17 年度）では、介護保険料の上昇幅を抑えるため、介護保険事業計画に基づき介護給付費準備基金を活用し、３年間で合計 327,238,704 円を取り崩した。

第 3 期介護保険事業計画期間（平成 18～20 年度）においても介護給付費準備基金の活用を予定していたが、第 3 期の３年間を通じて保険料収入が介護サービス費用の財源とすべき分を上回ったため、取り崩しはなく、余剰金を基金に積み立てた。

第 4 期介護保険事業計画期間（平成 21～23 年度）では、介護保険料の上昇幅を抑えるため、介護保険事業計画に基づき介護給付費準備基金を活用し、３年間で合計 507,077,737 円を取り崩した。

第 5 期介護保険事業計画期間（平成 24～26 年度）においても介護給付費準備基金の活用を予定していたが、東京都財政安定化基金を活用したことや、第 5 期の３年間を通じて保険料収入が介護サービス費用の財源とすべき分を上回ったため、取り崩しはなく、余剰金を基金に積み立てた。

第 6 期介護保険事業計画期間（平成 27～29 年度）では、介護保険料の上昇幅を抑えるため、３年間で 8 億円の取り崩しを予定していたが、介護報酬が減額改定だったことや、利用者の負担割合が一部 2 割になったことなどにより、取り崩しはなく、余剰金 1,084,339,000 円（運用による利息含む）を積み立てた。

第 7 期介護保険事業計画期間（平成 30～令和 2 年度）では、介護保険料の上昇幅を抑えるため、介護給付費準備基金の取り崩しを予定し、第 1 号保険料の不足分 367,784,436 円を取り崩し、全体の余剰金 622,573,000 円（運用による利息含む）を積み立てた。

第 8 期介護保険事業計画期間（令和 3～5 年度）においても、介護保険料の上昇幅を抑えるため、介護給付費準備基金の取り崩しを予定し、第 1 号保険料の不足分 1,378,526,576 円を取り崩し、全体の余剰金 1,016,690,000 円（運用による利息含む）を積み立てた。

これまでの介護給付費準備基金の運用状況は表 67 のとおりである。

表 67 介護給付費準備基金の運用状況

(単位：円)

		積立て（＋）	取崩し（－）	残高
第1期	平成12年度	679,183,637		679,183,637
	平成13年度	318,049,663		997,233,300
	平成14年度		570,229	996,663,071
	第1期中運用果実（利息）	172,163		996,835,234
第2期	平成15年度	19,827,513		1,016,662,747
	平成16年度		193,735,317	822,927,430
	平成17年度		153,330,900	669,596,530
	第2期中運用果実（利息）	2,842,727		672,439,257
第3期	平成18年度	294,526,696		966,965,953
	平成19年度	313,503,277		1,280,469,230
	平成20年度	305,096,002		1,585,565,232
	第3期中運用果実（利息）	14,870,393		1,600,435,625
第4期	平成21年度	33,890,549		1,634,326,174
	平成22年度		200,767,286	1,433,558,888
	平成23年度		340,201,000	1,093,357,888
	第4期中運用果実（利息）	18,410,833		1,111,768,721
第5期	平成24年度	337,208,325		1,448,977,046
	平成25年度	20,483,325		1,469,460,371
	平成26年度	94,634,740		1,564,095,111
	第5期中運用果実（利息）	11,984,610		1,576,079,721
第6期	平成27年度	167,714,555		1,743,794,276
	平成28年度	526,056,923		2,269,851,199
	平成29年度	386,562,221		2,656,413,420
	第6期中運用果実（利息）	4,005,301		2,660,418,721
第7期	平成30年度	105,530,065		2,765,948,786
	令和元年度	177,654,065	130,936,680	2,812,666,171
	令和2年度	333,313,903	236,847,756	2,909,132,318
	第7期中運用果実（利息）	6,074,967		2,915,207,285
第8期	令和3年度	273,973,563	340,216,274	2,848,964,574
	令和4年度	355,089,703	402,740,204	2,801,314,073
	令和5年度	385,981,240	635,570,098	2,551,725,215
	第8期中運用果実（利息）	1,645,494		2,553,370,709

※運用果実（利息）は1期（1～3年分）をまとめて記載している。

※第8期の残高及び運用果実（利息）は令和6年5月末日時点のものである。

9 介護保険制度の広報活動

(1) 第1号被保険者に対する個別広報

65歳の年齢到達者に対して、介護保険被保険者証と併せて小冊子「介護保険ミニガイド」を送付している。また、65歳以上の第1号被保険者全員に対して、介護保険料の納入通知書等送付時（年金からの天引きにより納付する特別徴収者は年1回、年金からの天引き以外の、納付書等により納付する普通徴収者は年2回）に介護保険の仕組みや利用方法等を掲載した「なかの介護保険だより」等を同封している。

(2) 区報掲載

令和5年4月から令和6年3月までに区報掲載した記事は以下のとおりである。

令和5年4月	介護保険料（1期）分の納期限のお知らせ 介護保険特別給付（訪問理美容サービス、寝具乾燥サービス）のお知らせ 徘徊高齢者探索サービス（GPS 端末）事業利用案内 認知症高齢者等個人賠償責任保険の案内 緊急通報システム事業利用案内 生活援助従事者研修の受講費用を助成します 介護職員初任者研修の受講費用を助成します 介護職員実務者研修の受講費用を助成します 地域で介護予防の活動をしている方へ補助金の申請を 介護予防事業にご参加を 三療サービス事業利用案内 江古田の森公開セミナー
5月	介護保険料（2期）分の納期限のお知らせ 介護保険負担限度額認定の申請のお知らせ 高齢者向け ICT サポーター 江古田の森公開セミナー
6月	介護保険料（3期）分の納期限のお知らせ 介護保険料のお知らせ 介護（予防）サービス地域情報検索サイトの利用案内 令和5年度介護支援専門員試験受験要綱配布 高齢者生活支援サービス担い手養成講座 「あなたの近くの通いの場マップ」のご利用を 江古田の森公開セミナー
7月	介護保険料（4期）分の納期限のお知らせ 介護保険負担割合証郵送のお知らせ

	中野区介護に関する入門的研修のお知らせ
	江古田の森公開セミナー
8月	介護保険料（5期）分の納期限のお知らせ 東京都シルバーパス一斉更新案内 介護予防事業「なかの・からだナビ！～健康を口・栄養・体操から～」 地域密着型サービス PR 活動に伴うパネル展 おむつサービス利用案内 江古田の森公開セミナー
9月	介護保険料（6期）分の納期限のお知らせ 介護（予防）サービス地域情報検索サイトの利用案内 敬老事業のお知らせ 「オンラインなかの元気アップ体操ひろば」 「リハビリテーション専門職が教える本当のフレイル予防」 介護（予防）サービス地域情報検索サイトの利用案内 江古田の森公開セミナー
10月	11月11日は「介護の日」 介護保険料（7期）分の納期限のお知らせ 中野区介護に関する入門的研修のお知らせ 高齢者生活支援サービス担い手養成講座 江古田の森公開セミナー スポーツ・コミュニティプラザの介護予防プログラムにご参加を
11月	介護保険の運営状況の公表 介護保険料（8期）分の納期限のお知らせ
12月	介護保険料（9期）分の納期限のお知らせ 介護保険料の口座振替済通知発送のお知らせ 介護（予防）サービス地域情報検索サイトの利用案内 会計年度任用職員募集案内（介護認定調査員、介護給付等適正化推進員・介護予防・フレイル予防推進員） 江古田の森公開セミナー いつまでも中野で元気に！地域の通いの場
令和6年1月	介護保険料（10期）分の納期限のお知らせ 高齢の方向け歩行姿勢測定会
2月	介護保険料（11期）分の納期限のお知らせ 介護保険にかかる確定申告時の確認 高齢者農園利用者案内 中野区地域密着型サービス及び都市型軽費老人ホーム整備事業者の公募について

江古田の森公開セミナー 3月 介護保険料（12期）分の納期限のお知らせ 介護保険料のお知らせ 介護給付費通知郵送のお知らせ 介護（予防）サービス地域情報検索サイトの利用案内 江古田の森公開セミナー
--

※ 上記の他に、地域支援事業の催し案内を毎月掲載している。

（３）ホームページ

中野区のホームページ上で介護保険制度の概要、認定申請の方法や介護サービスの利用方法の情報提供を行っている。合わせて認定申請書や居宅サービス計画届などの申請書、届出書のダウンロードができる。

（４）「介護の日」の啓発活動

「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」を念頭に、平成20年度より、11月11日が「介護の日」として定められた。「介護の日」には、介護に対する理解と認識を深め、介護サービス利用者、介護を行う家族、介護従事者等を支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、国及び自治体が高齢者や障害者等に対する介護にかかる啓発を重点的に実施する。区では、令和5年度の「介護の日」にかかる啓発事業を、中野区介護サービス事業所連絡会の協力により以下のとおり実施した。

【実施期間】

令和5年11月9日から11月10日まで

【実施内容】

中野区介護サービス事業所連絡会のPRコーナーを設置し、介護サービス事業者の活動を紹介する動画の放映、パネルや事業者パンフレットの展示等を行った。

10 介護・高齢部会

（１）第10期中野区健康福祉審議会「介護・高齢部会」の設置

介護保険事業の充実や改善、介護保険事業計画の審議のため、平成12年7月から区長の附属機関として中野区介護保険運営協議会を設置していたが、平成19年5月、区の福祉計画との一体的検討、運営の効率化、円滑化を図るため、同協議会を廃止し保健福祉審議会に統合して検討することとした。

第10期中野区健康福祉審議会介護・高齢部会は、令和5年4月17日に発足し、令和5年度は、部会を7回開催し、部会への付託事項について審議を行い、第9期介護

保険事業計画に区として盛り込むべき基本的な考え方を示した。

(2) 部会員構成

部会は学識経験者、区内関係団体代表、区内事業者代表、公募区民委員で構成され、部会員の任期は3年である。

第10期中野区健康福祉審議会介護・高齢部会委員名簿

(※敬称略 令和6年4月時点)

		職名等
学識 経験者	◎石山 麗子	国際医療福祉大学大学院 医療福祉経営専攻 教授
	菊池 和美	帝京平成大学 健康メディカル学部 教授
保健医療・ 社会福祉・ スポーツ 団体 関係者	西村 正美	一般社団法人 東京都中野区歯科医師会 専務理事
	宮原 和道	中野区介護サービス事業所連絡会 副会長
	丸本 昌平	公益社団法人 東京都柔道整復師会 中野支部 支部長
	築田 晴	南中野地域包括支援センター 管理者
	戸邊 眞	公益社団法人 中野区シルバー人材センター 常務理事 事務局長
区民	海老澤 勇造	公募委員
	高橋 和雄	公募委員

(◎：部会長)

(3) 開催状況

令和5年度は次のとおり開催した。

	開催日	主な議題
第1回 全体会／ 部会	令和5年4月17日	・会長、副会長の決定 ・諮問事項、付託事項の確認 ・部会長、副部会長の決定 ・今後の開催予定の確認
第2回	令和5年6月5日	・令和4年度(2022年度)「健康福祉に関する意識調査」の実施結果について ・令和4年度(2022年度)「中野区地域福祉計画」の進捗状況について ・令和4年度(2022年度)「中野区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」の進捗状況について ・令和4年度(2022年度)「高齢福祉・介護保険サービス意向調査」の実施結果について ・介護保険制度の状況について
第3回	令和5年7月3日	・介護サービス給付実績について ・介護予防・生活支援の取組について

		・認知症施策について
第4回	令和5年8月2日	・特養・グループホーム等施設の整備を進めるための方策について ・中野区の介護事業所における人材の質・量の確保を図るための方策について ・第9期介護保険事業計画の基本指針について
第5回	令和5年8月 31 日	・介護・高齢部会報告書(案)について
第2回 全体会	令和5年9月 26 日	・各部会報告書について
第6回	令和5年 11 月 17 日	・中野区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(素案)及び中野区認知症施策推進計画(素案)について
第7回	令和6年1月 (書面開催)	・中野区介護保険の運営状況(令和4年度)について ・介護サービス等の見込みについて

補足資料

介護保険特別会計の決算状況

令和5年度介護保険特別会計歳入内訳（収入済額）

（単位：円、％）

区 分	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
	決算額	決算額	伸率	決算額	伸率
1 介護保険料	4,765,043,800	4,765,215,200	0.0	4,740,782,600	-0.5
2 使用料及び手数料	0	0	-	0	-
3 国庫支出金	5,565,005,933	5,550,643,777	-0.3	5,639,067,194	1.6
1 国庫負担金	3,856,337,093	3,942,072,099	2.2	4,015,286,973	1.9
2 国庫補助金	1,708,668,840	1,608,571,678	-5.9	1,623,780,221	0.9
1 調整交付金	1,302,961,000	1,303,093,000	0.0	1,306,932,000	0.3
2 地域支援事業介護予防・日常生活支援総合事業交付金	217,573,010	237,159,443	9.0	218,048,516	-8.1
3 地域支援事業包括・任意交付金	108,399,830	10,322,235	-90.5	10,715,705	3.8
4 保険者機能強化推進交付金	36,076,000	31,952,000	-11.4	32,639,000	2.2
5 介護保険保険者努力支援交付金	31,613,000	25,687,000	-18.7	48,672,000	89.5
6 介護保険事業費補助金	8,600,000	-	-	6,500,000	皆増
7 介護保険災害臨時特例補助金	446,000	358,000	-19.7	273,000	-23.7
8 介護保険災害等臨時特例補助金	3,000,000	-	-	-	-
4 支払基金交付金	6,011,367,455	6,007,526,930	-0.1	6,234,893,321	3.8
1 支払基金交付金	6,011,367,455	6,007,526,930	-0.1	6,234,893,321	3.8
1 介護給付費交付金	5,726,294,604	5,688,501,257	-0.7	5,928,590,683	4.2
2 地域支援事業支援交付金	285,072,851	319,025,673	11.9	306,302,638	-4.0
5 都支出金	3,370,876,045	3,295,902,769	-2.2	3,335,515,174	1.2
1 都負担金	3,180,693,000	3,142,517,000	-1.2	3,193,877,000	1.6
2 都補助金	190,183,045	153,385,769	-19.3	141,638,174	-7.7
1 地域支援事業介護予防・日常生活支援総合事業交付金	135,983,131	148,224,652	9.0	136,280,322	-8.1
2 地域支援事業包括・任意交付金	54,199,914	5,161,117	-90.5	5,357,852	3.8
6 財産収入	804,437	831,297	3.3	9,760	-98.8
7 繰入金	4,079,512,762	4,100,564,025	0.5	4,556,907,881	11.1
1 一般会計繰入金	3,739,296,488	3,697,823,821	-1.1	3,921,337,783	6.0
1 介護給付費繰入金	2,640,243,488	2,662,990,130	0.9	2,748,767,835	3.2
2 地域支援事業介護予防・日常生活支援総合事業交付金	136,747,534	137,709,467	0.7	139,738,428	1.5
3 地域支援事業包括・任意交付金	51,523,719	4,026,537	-92.2	4,270,929	6.1
4 その他一般会計繰入金	622,096,147	602,541,512	-3.1	724,747,391	20.3
5 低所得者保険料軽減繰入金	288,685,600	290,556,175	0.6	303,813,200	4.6
2 基金繰入金	340,216,274	402,740,204	18.4	635,570,098	57.8
1 介護給付費準備基金繰入金	340,216,274	402,740,204	18.4	635,570,098	57.8
8 繰越金	519,377,295	545,554,606	5.0	533,134,505	-2.3
9 諸収入	1,663,217	3,333,915	100.4	1,505,550	-54.8
1 延滞金加算金及び過料	512,800	230,200	-55.1	351,800	52.8
1 第1号被保険者延滞金	512,800	230,200	-55.1	351,800	52.8
2 加算金	0	0	-	0	-
2 預金利子	5,422	15,535	186.5	15,065	-3.0
3 雑入	1,144,995	3,088,180	169.7	1,138,685	-63.1
合計	24,313,650,944	24,269,572,519	-0.2	25,041,815,985	3.2

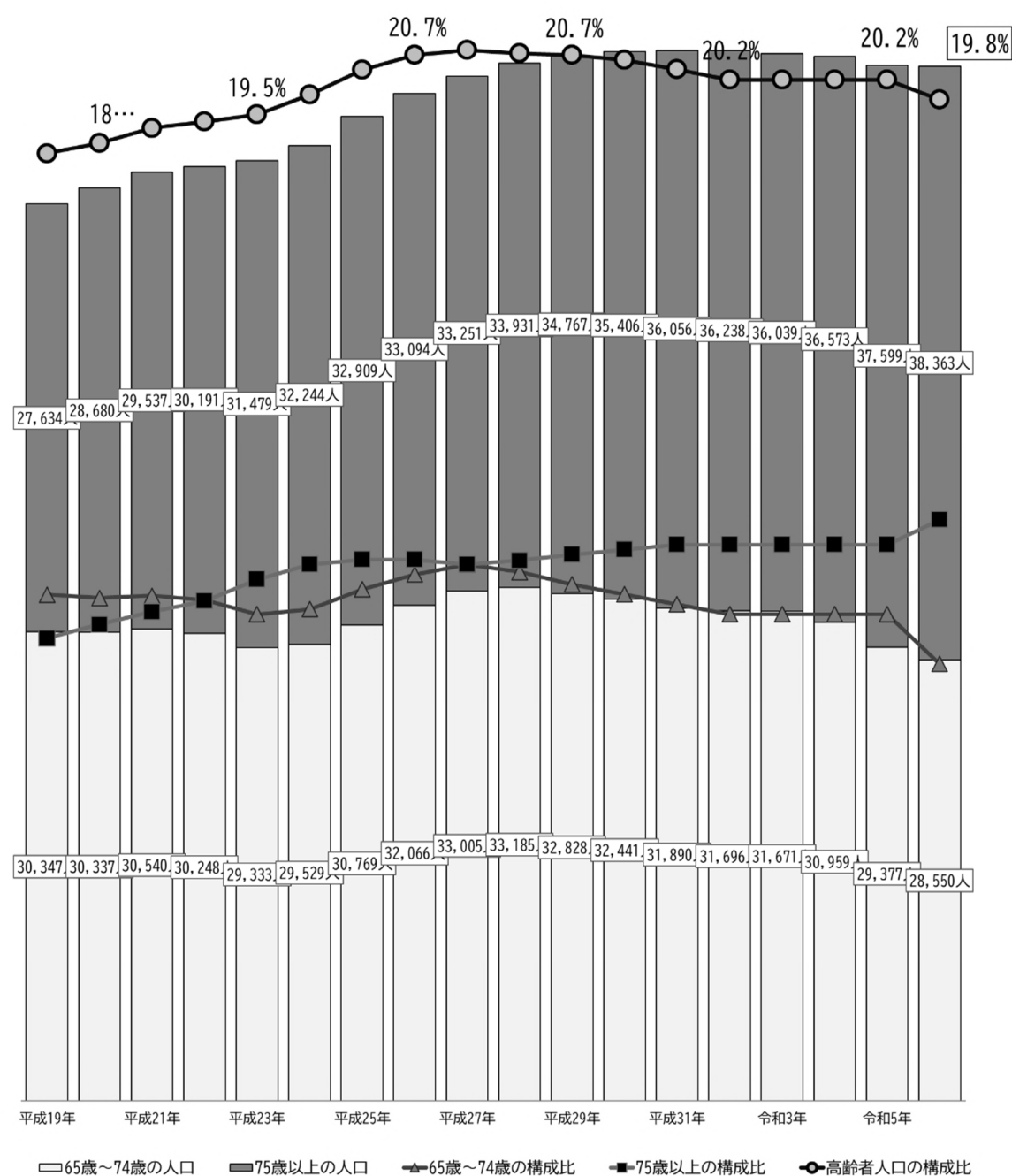
令和5年度介護保険特別会計歳出（支出済額）

（単位：円、％）

区 分	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
	決算額	決算額	伸率	決算額	伸率
1 制度運営費	629,645,903	581,731,369	-7.6	694,079,687	19.3
2 保険給付費	21,232,501,106	21,416,966,433	0.9	22,114,457,631	3.3
1 保険給付費	21,232,501,106	21,416,966,433	0.9	22,114,457,631	3.3
1 保険給付費	21,208,132,404	21,391,973,370	0.9	22,088,932,484	3.3
2 審査支払費	24,368,702	24,993,063	2.6	25,525,147	2.1
3 地域支援事業費	1,362,327,102	1,123,631,816	-17.5	1,140,727,033	1.5
介護予防・日常生活支援総合事業	1,094,004,032	1,101,675,740	0.7	1,117,907,430	1.5
包括・任意事業	268,323,070	21,956,076	-91.8	22,819,603	3.9
4 基金積立金	274,778,000	355,921,000	29.5	385,991,000	8.4
5 諸支出金	268,844,227	258,187,396	-4.0	292,899,742	13.4
1 償還金及び還付加算金	268,844,227	189,742,872	-29.4	202,599,784	6.8
2 繰出金	0	68,444,524	皆増	90,299,958	31.9
6 予備費	0	0	-	0	-
合 計	23,768,096,338	23,736,438,014	-0.1	24,628,155,093	3.8

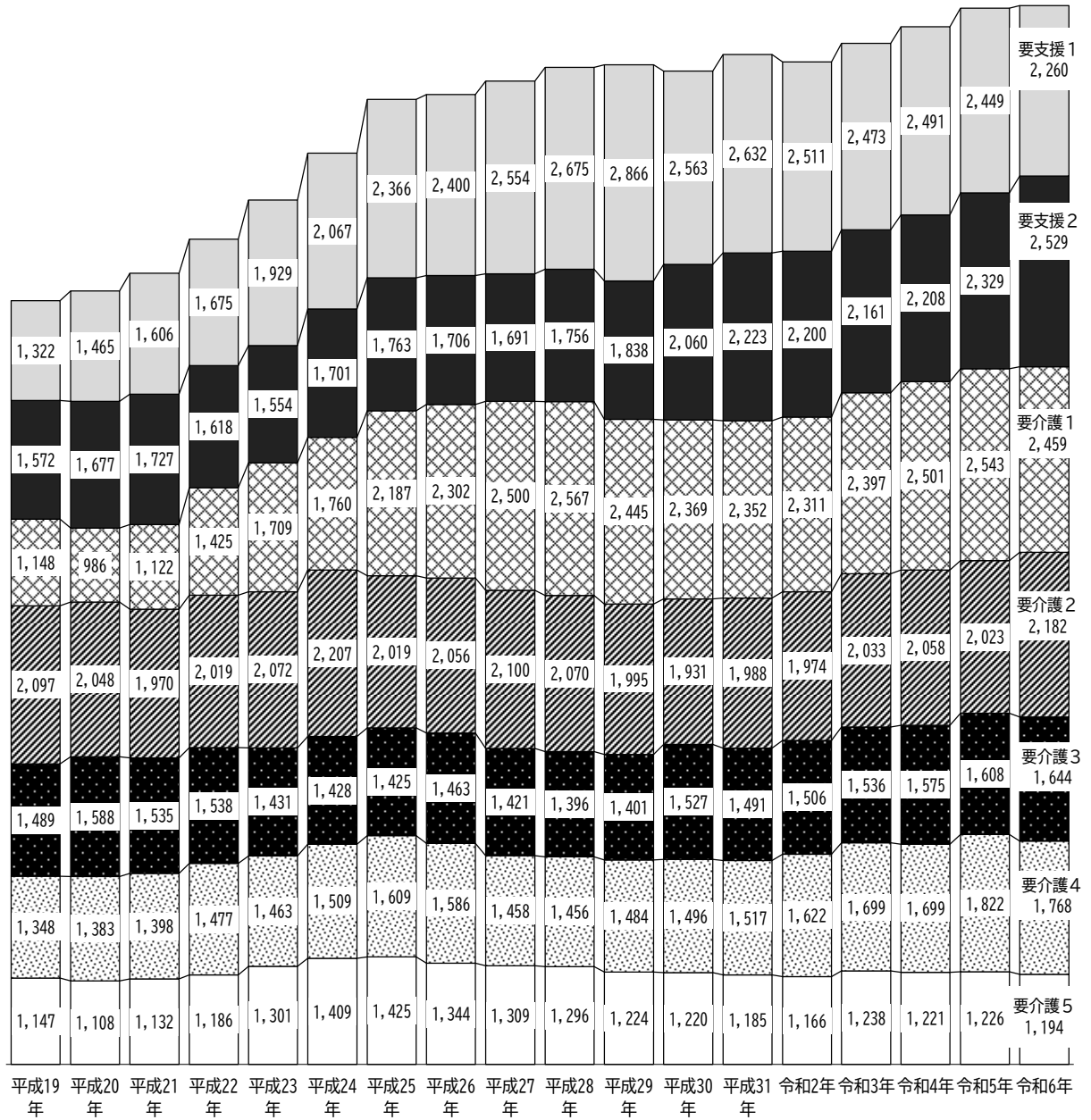
介護保険制度発足後の推移

【中野区の高齢者人口】



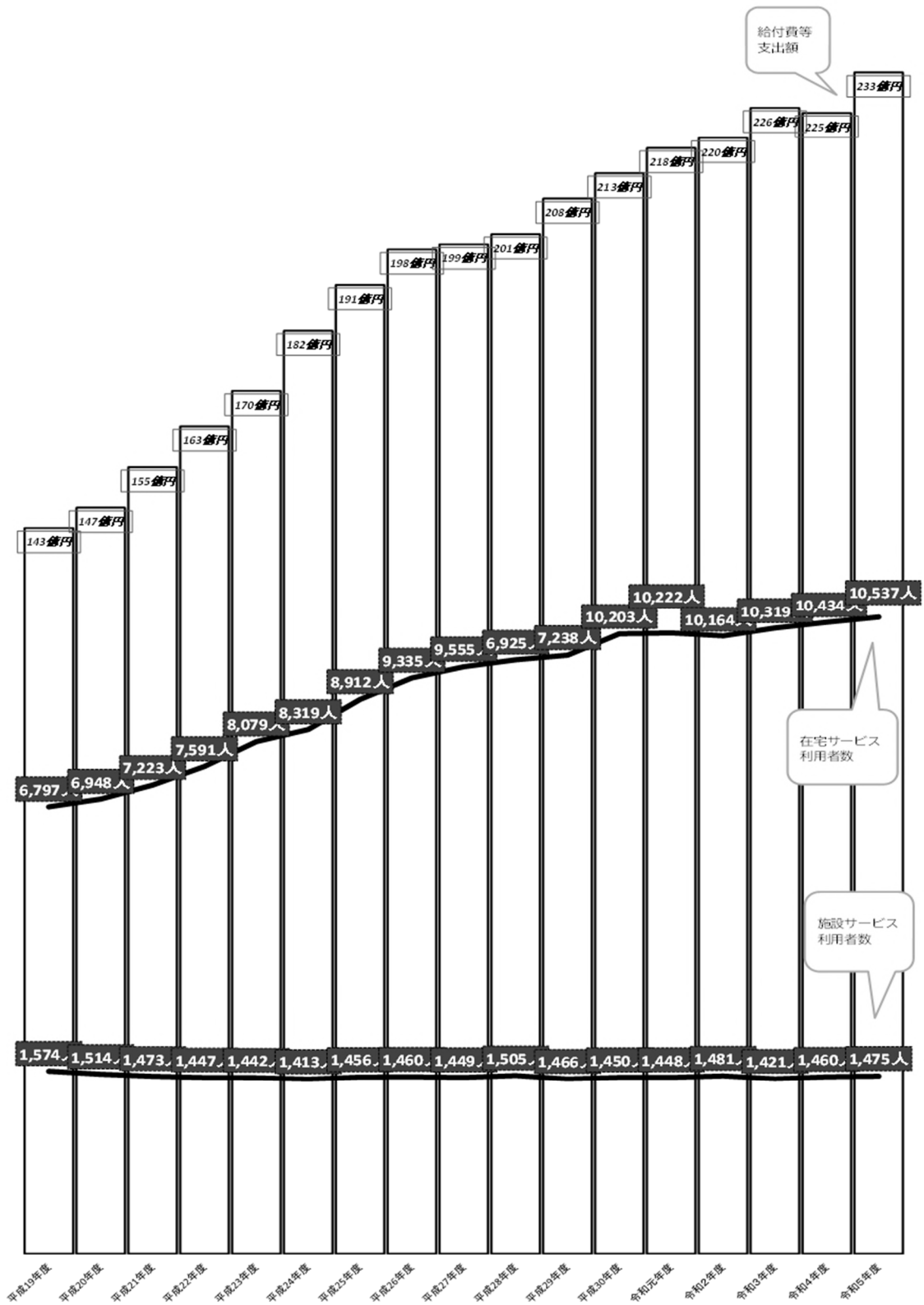
※各年4月1日現在

【要介護・要支援認定者数】



※各年3月末日現在

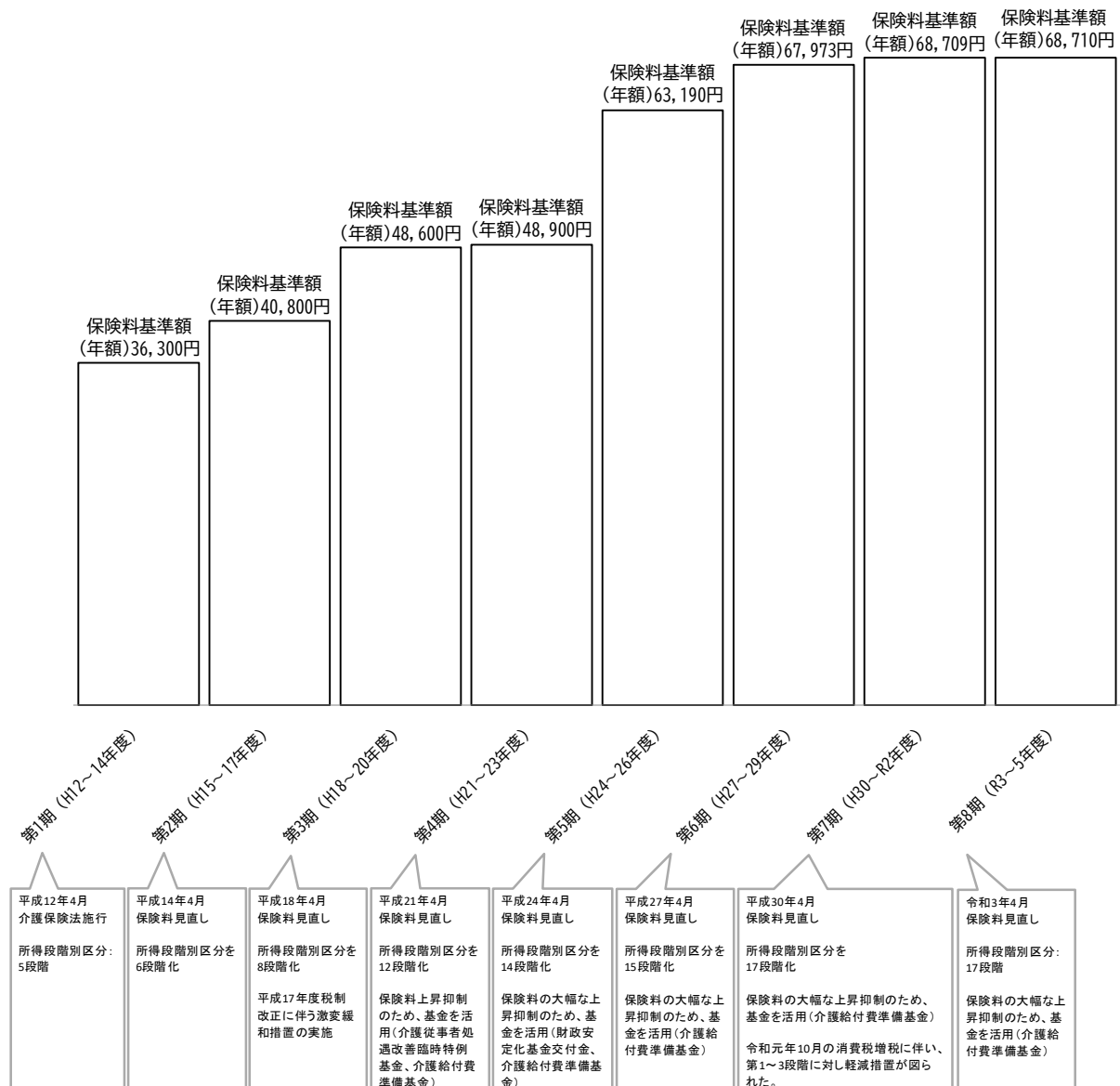
【介護サービス受給者数と保険給付費支出額】



※棒グラフ…各年度の保険給付費諸費と地域支援事業費の歳出決算額の合計数値

※折れ線グラフ…各年度3月末日現在の介護サービス受給者数

【介護保険料】



※保険料基準額…3年を1期とする介護保険事業計画期間ごとに、被保険者数や介護保険事業に要する経費等から勘案して設定する。

※所得段階別区分…負担能力に応じた保険料負担を求める観点から、住民税課税状況や所得に応じて段階別に区分して保険料率を設定する。

中野区介護保険の運営状況（令和５年度）

令和６年１０月発行　　６中地介第１４６９号

中野区地域支えあい推進部介護保険課

〒164-8501　中野区中野４－１１－１９

TEL:03-3389-1111(代表)